

大規模小売店舗立地法

届出マニュアル

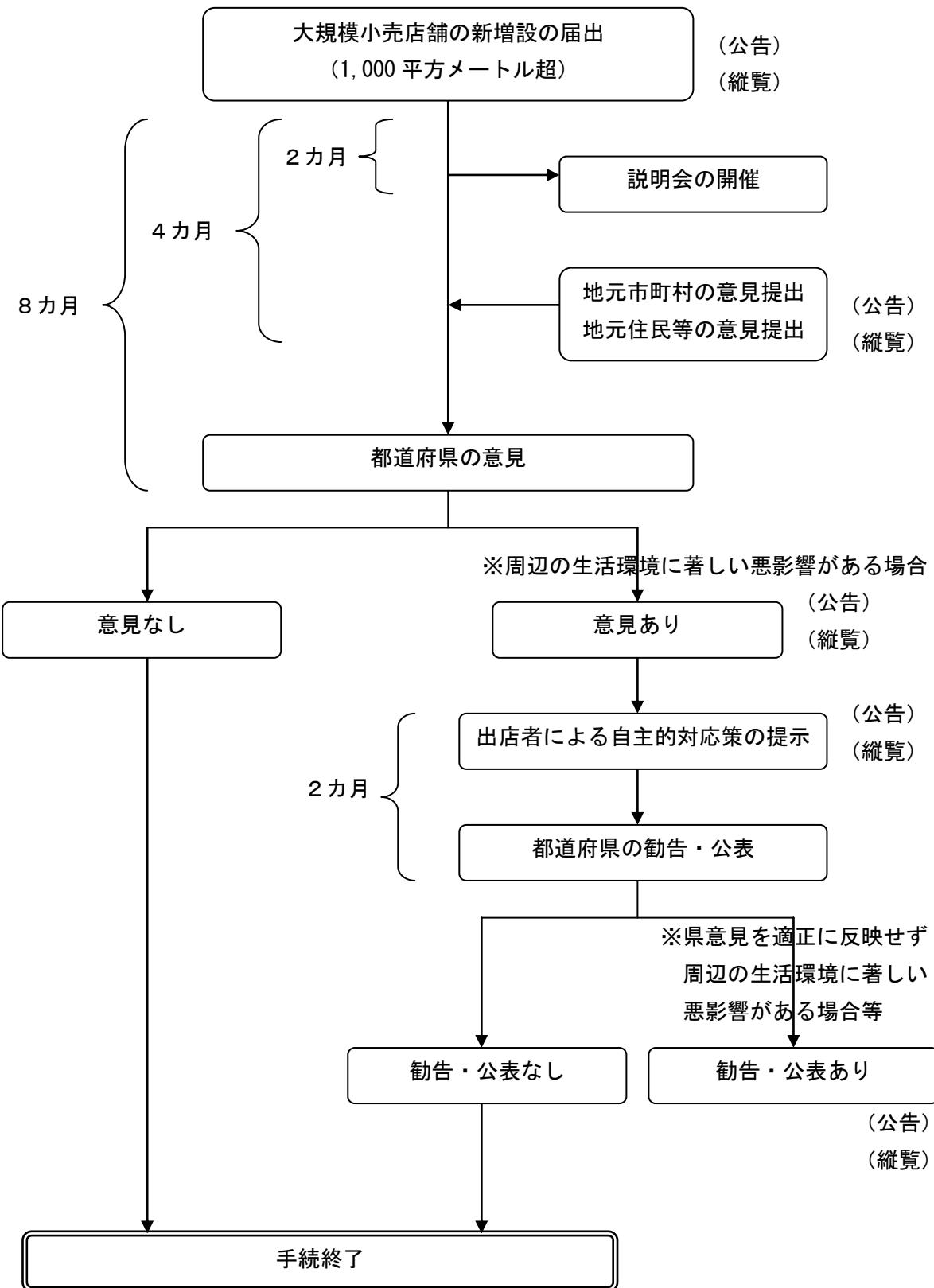
平成25年 4月現在

島根県

目 次

大規模小売店舗立地法の基本的な手続の流れ	2
I. 届出に当たっての留意事項	3
II. 新設・変更・廃止・承継に関する届出等に関すること	
1. 法第5条第1項（新設）の届出	6
2. 法第6条第1項（変更）の届出	9
3. 法第6条第2項（変更）の届出	11
4. 法附則第5条第1項（経過措置を伴う変更）の届出	14
5. 法第6条第4項ただし書（軽微な変更）の適用の申出	17
6. 法第6条第5項（廃止）の届出	19
7. 法第11条第3項（承継）の届出	21
III. 県の意見・勧告により必要となる届出等に関すること	
1. 法第8条第7項（県の意見を踏まえた変更）の届出	23
2. 法第8条第7項（変更しない旨）の通知	25
3. 法第9条第4項（県の勧告を踏まえた変更）の届出	27
4. 法第9条第4項（県の勧告を踏まえた添付書類の変更）の通知	29
IV. 説明会に関すること	
1. 説明会を行う必要がある場合	31
2. 説明会の開催方法	31
3. 法施行規則第11条第2項（掲示による周知）の適用の申出	32
4. 法第7条第4項（説明会が開催できなかった場合）の適用の申出	35
V. 届出書の作成要領	
・ 届出書類の作成要領	37
・ 添付書類の作成要領	45
VI. 法令集	
・ 大規模小売店舗立地法	50
・ 大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令	57
・ 大規模小売店舗立地法施行令	57
・ 大規模小売店舗立地法施行規則（様式を除く）	58
・ 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	62
・ 大規模小売店舗立地法手続要領（様式を除く）	86
・ 中心市街地の活性化に関する法律（抄）	90
・ 経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（抄）	91
VII. 参考資料	
・ 法第2条の「店舗面積」及び「一の建物」の解釈	92
・ 島根県内における第二種大規模小売店舗立地法特例区域	95

大規模小売店舗立地法の基本的な手続の流れ



I. 届出に当たっての留意事項

1. 用語説明

法	大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号）
法施行令	大規模小売店舗立地法施行令（平成10年10月16日政令第327号）
法施行規則	大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年6月10日通商産業省令第62号）
指針	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）
旧法	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年10月1日法律第109号）
要領	大規模小売店舗立地法手続要領（平成12年6月1日商発第64号）
県審査会議	島根県大規模小売店舗立地審査会議設置規程（平成12年3月23日訓商発第322号）
関係市町村	届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村
法附則第5条第1項	法附則第5条第1項及び同条第3項において準用する同条第1項
第二種特例区域	中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第55条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域（→p95）

2. 届出に当たっての基本的な事項

法第4条第1項の規定に基づき定められた指針は、大規模小売店舗の設置者が、周辺の生活環境の保持の観点から具体的に如何なる範囲でその責任を果たすことが求められているかを示すものであることから、その趣旨と内容を十分に尊重し、施設の配置及び運営方法について適正な配慮を行った上で、届出を行うよう努める必要がある。

届出後においては、その届け出たところに従って周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮に努め、予測した状況と大きく乖離が生じた場合や、自らの行為によって環境への影響を加重する場合は指針に照らして必要な追加的対応策を取ることが求められる。

なお、このマニュアルに示した手続のうち法令に定めのない事項は、県が法の円滑な運用上必要と判断し定めた要領等によるもので、手続等に異議がある場合は、県と協議すること。

3. 届出書類の提出先（県の担当窓口）

提出先 島根県商工労働部中小企業課（団体商業グループ）

所在地 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（県庁本庁舎2階）

電話 0852-22-5655 FAX 0852-22-5781

提出方法 持参又は郵送

規 格 届出及び添付書類の用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、それを超えるものは、A4規格に折り込むこと。

4. 事前協議

(1) 立地地域区分の変更等

法第5条第1項又は法附則第5条第1項の届出予定者は、指針に記載する「必要駐車台数算出の際の立地地域区分の変更（二1.（1）①）」又は「騒音の予測・評価の際の地域類型、区域類型、基準値の推定（二2.（1）②）」に関し協議を求める場合は、その旨を県担当課まで連絡すること。

(2) 任意の事前協議

法第5条第1項、第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出予定者は、届出の時期又は内容に関し届出の前に協議を求める場合は、要領様式第8号「出店計画に関する主な他法令等との調整状況」（→p5）を作成の上、その旨を県の担当窓口まで連絡すること。

なお、協議を求めない場合でも、届出受理後はただちに公告・縦覧手続きに入るため、手続き開始後は極力、法第6条第2項の変更届出が行われることのないよう、他法令等との調整状況及び法の調整期間を十分に勘案して届出すること。

5. 県に対する届出内容の説明

法の手続きを円滑に進めるために、法第5条第1項、第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出の受理後において、法第5条第1項の届出に関しては全て、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出に関しては必要に応じて、届出日から2月以内（但し、法第6条第4項ただし書に係る申出又は法施行規則第11条第2項に係る申出を提出した場合は1月以内）に県審査会議に対し、届出内容を説明してもらう機会を設けるので、できる限り協力すること。

6. 縦覧場所

法令等に定められた以下の縦覧は、原則として関係市町村の庁舎内で行う。

縦覧場所は、公告により明示する。

- ・ 届出書類（法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む））
- ・ 市町村の意見及び地元住民等の意見（法第8条第3項）
- ・ 県の意見（法第8条第6項）

7. 公告

法令等に定められた以下の公告は、島根県報により行う。

公告日は、原則として届出日後最初の火曜日又は金曜日から1週間後の火曜日又は金曜日となる。

- ・ 届出書類（法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む））
- ・ 廃止（法第6条第6号）
- ・ 市町村の意見及び地元住民等の意見（法第8条第3項）
- ・ 県の意見（法第8条第6項）
- ・ 勧告（法第9条第3項）

様式第9号（17関係）

出店計画に關係する主な他法令等との調整状況

事 項	当該計画 との關係 の有無	許認可・届出等調整状況					調整先
		検討中	事前 協議中	提出 申請済	審査中	許可 承認	
1. 土地利用計画法關係 (土地取引に係る届出)							市町村
2. ふるさと島根の景観 づくり条例關係 (届出)							市町村
3. 農地法關係 (農地等の権利移動、農 地転用の許可)							市町村農業委員 会又は県農林振 興センター
4. 農業振興地域の整備 に関する法律關係 (農地地区の開発許可)							市町村
5. 道路法關係 (道路に関する工事の承 認及び占用許可)							市町村、県県土 整備事務所又は 国道事務所維持 出張所
6. 都市計画法關係 (都市計画区域内での開 発許可)							市町村
7. 建築基準法關係 (建築確認等)							松江市、出雲市、 浜田市、安来市、 益田市、大田市 又は県県土整備 事務所
8. 文化財保護法關係 (埋蔵文化財包蔵地開発 の届出及び協議)							市町村教育委員 会
9. 道路交通法関連關係 (交通処理に係る事前相 談等)							警察署
10. その他関係法令等							
島根県土地利用対策要綱 關係 (開発協議)							市町村

※ 該当するものに○印を付すること。

II. 新設・変更・廃止・承継に関する届出等に関すること

1. 法第5条第1項（新設）の届出

（1）届出を必要とする場合

一の建物（法施行令第1条）であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるものの「新設」をする場合。

「新設」の定義は以下のとおり。

- ① 全く新しい建物を建設する場合
- ② 既存の建物を増築してその店舗面積を1,000平方メートル超とする場合
- ③ 既存の建物の全部又は一部の用途を変更し、店舗面積を1,000平方メートル超とする場合

（2）届出等の方法

届出者	建物設置者（所有権者）
届出日	新設（予定）日の8カ月前まで
届出書様式	【法施行規則様式第1】（→ p 8）
作成要領	「届出書類の作成要領」（→ p 37）
添付書類	<p>○ 法施行規則第4条第1項第1号～第12号（下記①～⑪）の書類</p> <ul style="list-style-type: none">① 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し② 主として販売する物品の種類③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出基礎⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠⑪ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最

	<p>大値の予測の結果及びその算出基礎</p> <p>⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出基礎</p> <p>○ 指針に掲げる事項で、必要と判断される書類</p>
作成要領	「添付書類の作成要領」 I (→ p 4 5)
参考書類	○ 出店計画に関する主な他法令等との調整状況 (→ p 5)
提出部数	10部 登記事項証明書及び住民票の写しは、正本2部、写し8部

(3) 提出後の手続き

- ① 県審査会議に対し、提出日から2月以内に届出内容を説明してもらう機会を設けるので、できるだけ協力すること。(I. 5 参照→p 4)
- ② 説明会の開催。(IV参照→p 3 1)
- ③ 県から法第8条第4項に基づく意見が述べられた場合は、IIIを参照。(→p 2 3)
- ④ 県から法第8条第4項に基づく意見がない旨の通知があった場合は、手続き終了。

(4) 第二種特例区域内 (→ p 3、p 9 5) に設置する店舗の場合

上記の記載にかかわらず、以下のとおりとなる。

- ① 届出日：あらかじめ
- ② 添付書類：法施行規則第4条第1項第1号～第3号（上記（2）①～③）の書類
- ③ 提出後の手続き：上記（3）の①及び②で手続き終了

様式第1

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年　月　日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

2. 法第6条第1項（変更）の届出

（1）届出を必要とする場合

法第5条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更があった場合。

① 大規模小売店舗の名称及び所在地が変更された場合

※ 「所在地」の変更とは、形式的な番地変更等を指す。移転に当たる実質的な変更は、法第5条第1項の届出をする。

② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名が変更された場合

※ 設置者の氏名及び名称は形式的変更に止まり、譲渡、相続又は合併による実質的な変更は、法第11条第3項の承継の届出（II 7 参照→p 21）をする。なお、その場合であっても店舗の名称を変更する場合は①に当たるので、別途届出が必要となる。

③ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名が変更された場合

（2）届出等の方法

届出者	建物設置者（所有権者）
届出日	変更後遅滞なく
届出書様式	【法施行規則様式第2】（→p 10）
作成要領	「届出書類の作成要領」II（→p 40）
添付書類	上記②の場合 ○ 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し 上記③のうち新たな小売業者を届け出る場合 ○ 法施行規則第4条第1項第2号「主として販売する物品の種類」 ※ II. 1. (2) 参照→p 6、p 46
作成要領	「添付書類の作成要領」（→p 45）
提出部数	10部 登記事項証明書及び住民票の写しは、正本2部、写し8部

（3）提出後の手続き

特になし。

様式第2

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年　月　日

島根県知事様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項
 - (変更前)
 - (変更後)
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

3. 法第6条第2項（変更）の届出

（1）届出を必要とする場合

法第5条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更がある場合。

- ① 大規模小売店舗の新設をする日
- ② 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ③ 駐車場の位置及び収容台数
- ④ 駐輪場の位置及び収容台数
- ⑤ 荷さばき施設の位置及び面積
- ⑥ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ⑦ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ⑧ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ⑨ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ⑩ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（2）届出を不要とする場合（法第6条第2項のただし書き）

一時的な変更や次に掲げる変更の場合。

- ① 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- ② 法第8条第4項に基づいて県が意見を有しない旨の通知をした後に、新設の日の繰上げを行うもの
- ③ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
- ④ 直近に行われた法第5条第1項又は法第6条第2項の届出に係る大規模小売店舗内の店舗面積の合計の1割に相当する面積以下の面積を増加させるもの（1,000平方メートルを上限とする）
- ⑤ 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- ⑥ 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- ⑦ 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- ⑧ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

※ ①～⑧に掲げる事項の変更であっても、法第6条第2項の届出が必要となる変更に伴って変更する場合は届け出る。例えば、店舗面積を増加させる場合に、駐車場の収容台数を増加させる場合等が挙げられる。

（注）「一時的な変更」

- 通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいう。例えば、事故や災害時における施設の位置や開店・閉店時刻の変更、特別な地域行事が行われる時期における開店・閉店時刻の変更、店舗付近の道路工事等に伴う駐車場の出入口の位置の変更等、届出者の責に帰さない場合が挙げられる。

- 大売り出しに伴う開店・閉店時刻の変更や、臨時駐車場の借り上げ等は、短期間の変更であっても、「一時的な変更」には該当しない。自己の営業上発生する変更事項は、原則として変更届出が必要となる。
- 「一時的な変更」をしようとするときは、要領6により、あらかじめ県に申し出ること。

(3) 届出等の方法

届出者	建物設置者（所有権者）
届出日	変更予定日の8ヵ月前まで。ただし、(1) ⑦～⑩の事項はあらかじめ
届出書様式	【法施行規則様式第3】(→ p 13)
作成要領	「届出書類の作成要領」Ⅲ(→ p 41)
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法施行規則第4条第1項(Ⅱ. 1. (2) 参照→ p 6)のうち届出事項の変更に伴い必要となる添付書類 ○ 指針に掲げる事項で必要と判断される書類
作成要領	「添付書類の作成要領」(→ p 45)
参考書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出店計画に関係する主な他法令等との調整状況(→ p 5) ※ 必要に応じて
提出部数	10部

(4) 提出後の手続き

- ① 県審査会議に対し、届出日から2月以内（ただし、法第6条第4項ただし書に係る申出(Ⅱ. 5参照→ p 17)又は法施行規則第11条第2項に係る申出(IV. 3参照→ p 32)を提出した場合は1月以内）に届出内容を説明してもらう機会を必要に応じて設けるので、できる限り協力すること。(I. 5参照→ p 4)
- ② 説明会の開催。ただし、法第6条第4項ただし書の軽微な変更と認められた場合は、開催不要、法施行規則第11条第2項に基づき県が認めた場合は要旨の掲示を行う。(IV. 3参照→ p 32)
- ③ 県から法第8条第4項に基づく意見が述べられた場合は、Ⅲを参照。(→ p 23)
- ④ 県から法第8条第4項に基づく意見がない旨の通知があった場合は、手続き終了。

(5) 第二種特例区域内(→ p 3、p 95)に設置する店舗の場合

上記の記載にかかわらず、以下のとおりとなる。

- ① 届出日：あらかじめ
- ② 添付書類：法施行規則第4条第1項第1号～第3号(Ⅱ. 1. (2) 参照→ p 6)のうち届出事項の変更に伴い必要となる添付書類
- ③ 提出後の手続き：上記(4)の①及び②で手続き終了

様式第3

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年　月　日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
 - (変更前)
 - (変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

4. 法附則第5条第1項（経過措置を伴う変更）の届出

(1) 対象となる店舗

- ① 法の施行日（平成12年6月1日）において1,000平方メートルを超える店舗
- ② 法の施行日において1,000平方メートルを超える店舗であって、平成13年1月31日までに旧法の届出に基づいた新設、増床により、法の施行日における店舗面積を超えた店舗
- ③ 平成13年1月31日までに、旧法の届出に基づいて新たに1,000平方メートルを超えた店舗

(2) 届出を必要とする場合

- 法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる下記事項の変更であって、法の施行日((1)②、③の店舗は新設又は増床された日)以後最初に行われるものをしようとする場合。
- ① 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ② 駐車場の位置及び収容台数
 - ③ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ④ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ⑤ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ⑥ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ⑦ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ⑧ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ⑨ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

※ 法第6条第2項ただし書（3.（2）参照→p 11）の規定は適用されないので、注意すること。

(3) 届出等の方法

届出者	建物設置者（所有権者）
届出日	変更予定日の8ヵ月前まで。ただし、(2) ⑥～⑨の事項はあらかじめ
届出書様式	【法施行規則様式第8】(→p 16)
作成要領	「届出書類の作成要領」IV (→p 43)
添付書類	<input type="radio"/> 法施行規則第4条第1項（II. 1. (2) 参照→p 6）の書類 <input type="radio"/> 指針に掲げる事項で必要と判断される書類
作成要領	「添付書類の作成要領」(→p 45)
参考書類	<input type="radio"/> 出店計画に関する主な他法令等との調整状況 (→p 5) ※ 必要に応じて
提出部数	10部 登記事項証明書及び住民票の写しは、正本2部、写し8部

(4) 提出後の手続き

- ① 県審査会議に対し、届出日から2月以内（ただし、法第6条第4項ただし書に係る申出（II. 5参照→p 17）又は法施行規則第11条第2項に係る申出を提出した場合（IV. 3参照→p 32）は1月以内）に届出内容を説明してもらう機会を必要に応じて設けるので、できる限り協力すること。（I. 5参照→p 4）
- ② 変更する事項について説明会の開催。ただし、法第6条第4項ただし書の軽微な変更と認められた場合は開催不要、法施行規則第11条第2項に基づき県が認めた場合は要旨の掲示を行う。（IV. 3参照→p 32）
- ③ 県から法第8条第4項に基づく意見が述べられた場合は、IIIを参照。（→p 23）
- ④ 県から法第8条第4項に基づく意見がない旨の通知があった場合は、手続き終了。

(5) 第二種特例区域内（→p 3、p 95）に設置する店舗の場合

上記の記載にかかわらず、以下のとおりとなる。

- ① 届出日：あらかじめ
- ② 添付書類：法施行規則第4条第1項第1号～第3号（上記（3）①～③）の書類
- ③ 提出後の手続き：上記（4）の①及び②で手続き終了

様式第8

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年　月　日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
 - (変更前)
 - (変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

5. 法第6条第4項ただし書（軽微な変更）の適用の申出

（1）届出を必要とする場合

法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出をした者が、次に掲げる店舗に附属する施設の位置の変更（法附則第5条第1項の規定による届出の場合は、一時的な変更及び大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更を含む。）であって、店舗周辺の生活環境の与える影響が変更前と比して変化しないと認められ、法第6条第4項のただし書の適用を希望する場合。

- ① 駐車場
- ② 駐輪場
- ③ 荷さばき施設
- ④ 廃棄物等の保管施設

（2）届出等の方法

届出者	建物設置者（所有権者）
届出日	法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出の日
届出書様式	【要領様式第2号】（→ p 18）
提出部数	8部

（3）提出後の手続き

- ① 県審査会議に対し、届出日から1月以内に届出内容を説明してもらう機会を必要に応じて設けるので、できる限り協力すること。（I. 5 参照→ p 4）
- ② 届出日から1月以内に、県からただし書の適用の可否を文書により通知する。
- ③ 県がただし書の適用を認めた場合は説明会の開催は不要となり、法第8条第4項に基づく県の意見は述べられない。
- ④ 県がただし書の適用を認めなかった場合は、以下のとおり。
 - ・ 説明会の開催。
 - ・ 県から法第8条第4項に基づく意見が述べられた場合は、Ⅲを参照。（→ p 23）
 - ・ 県から法第8条第4項に基づく意見がない旨の通知があった場合は、手続き終了。

様式第2号（7（1）関係）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の適用の申出書

年　月　日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項[附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)]の規定により 年　月　日付けをもって届出した下記1の大規模小売店舗に係る届出について、下記2の理由により同法第6条第4項ただし書(同法施行規則第8条)の適用を受けることを希望します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

※[]内は、届出等に応じて追加又は置き換えることとする。

6. 法第6条第5項（廃止）の届出

（1）届出を必要とする場合

大規模小売店舗である建物の床面積を変更（閉鎖を含む。）し、又はその建物の用途を変更（例えば、小売店舗部分をサービス施設に転用するような場合。）することにより、建物内の店舗面積の合計を1,000平方メートル以下とする場合。

（2）届出等の方法

届出者	建物設置者（所有権者）
届出日	あらかじめ
届出書様式	【法施行規則様式第4】（→ p 20）
参考書類	<input checked="" type="radio"/> 法施行規則第4条第1項第3号を準用した図面 ※ II. 1. (2) 参照（→ p 6）
提出部数	8部

（3）提出後の手続き

特になし。

様式第4

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年　月　日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日
- 5 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

7. 法第11条第3項（承継）の届出

（1）届出を必要とする場合

大規模小売店舗の新設等の届出をした者から、当該届出に係る大規模小売店舗の譲渡や相続を受け、又は法人における合併や会社分割により店舗の所有者となった場合。

（2）届出等の方法

届出者	① 法第5条第1項又は法第6条第1項もしくは第2項の規定による届出 ② 法第8条第7項の規定による届出又は通知 ③ 法第9条第4項の規定による届出 に係る大規模小売店舗の譲渡、相続又は法人における合併、会社分割により、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継した者
届出日	承継後、遅滞なく
届出書様式	【法施行規則様式第7】(→ p 22)
参考書類	大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は会社分割の事実を証する書類（登記事項証明書等）
提出部数	10部 登記事項証明書及び住民票の写しは、正本2部、写し8部

（3）提出後の手続き

特になし。

様式第7

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

承　継　届　出　書

年　月　日

島根県知事　様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。
3 ※印の項は記載しないこと。

III. 県の意見・勧告により必要となる届出等に関すること

1. 法第8条第7項（県の意見を踏まえた変更）の届出

（1）届出を必要とする場合

県から法第8条第4項の規定による意見が述べられた場合において、当該意見を踏まえ、法第5条第1項、第6条第2項又は法附則第5条第1項による届出事項の変更を行おうとする場合。

（2）届出等の方法

届出者	法第5条第1項、第6条第2項又は法附則第5条第1項による届出をした者（建物設置者）
届出日	法第5条第1項の届出の場合は新設（予定）日の2カ月前まで 法第6条第2項又は法附則第5条第1項による届出の場合は、変更（予定）日の2カ月前まで ただし、法第5条第1項第6号に掲げる事項はあらかじめ
届出書様式	【法施行規則様式第5】（→ p 24）
作成要領	「届出書類の作成要領」Ⅲ（→ p 41）
添付書類	○ 法施行規則第4条第1項（Ⅱ. 1. (2) 参照→ p 6）で届出事項の変更に伴い必要とされる添付書類 ○ 指針に掲げる事項で必要と判断される書類
作成要領	「添付書類の作成要領」（→ p 45）
提出部数	10部

（3）提出後の手続き

- ① 県から法第9条第1項に基づく勧告を受けた場合において、当該勧告を踏まえ必要な変更に係る届出を行う場合は、Ⅲ. 3. を参照。（→ p 27）
- ② 県から法第9条第1項に基づく勧告を受けた場合において、当該勧告を踏まえ必要な変更に係る届出を行わない場合は、県から必要に応じて届出の意思を確認することがあるので留意すること。
- ③ 県から法第8条第7項に係る届出等の日から2カ月以内に法第9条第1項に基づく勧告を受けなかった場合は、手続き終了。

※ 法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の場合には、県が法第8条第7項に係る届出又は通知についての意思を確認することがあるので留意すること。

様式第5

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年　月　日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
 - (変更前)
 - (変更後)
- 3 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

2. 法第8条第7項（変更しない旨）の通知

（1）通知を必要とする場合

県から法第8条第4項の規定による意見が述べられた場合において、届出事項の変更をしない場合。

届出事項については変更しない場合であっても、県からの意見を踏まえ、届出事項以外について、添付書類の中で配慮する事項を追加又は変更する場合。

（2）通知等の方法

届出者	法第5条第1項、第6条第2項又は法附則第5条第1項による届出をした者 (建物設置者)
届出日	法第5条第1項の届出の場合は新設（予定）日の2カ月前まで 法第6条第2項又は法附則第5条第1項による届出の場合は、変更（予定） 日の2カ月前まで ただし、法第5条第1項第6号に掲げる事項はあらかじめ
届出書様式	【要領様式第5号】（→ p 26）
作成要領	添付書類の訂正がある場合は、添付書類を訂正する理由を記載すること
添付書類	<input type="radio"/> 法施行規則第4条第1項（Ⅱ. 1. (2) 参照→ p 6）のうち配慮する事項の追加又は変更に伴い必要とされる添付書類 <input type="radio"/> 指針に掲げる事項で必要と判断される書類
作成要領	「添付書類の作成要領」（→ p 45）
提出部数	8部 ただし、添付書類に変更がある場合は10部

（3）提出後の手続き

- ① 県から法第9条第1項に基づく勧告を受けた場合において、当該勧告を踏まえ必要な変更に係る届出を行う場合は、Ⅲ. 3を参照。（→ p 27）
- ② 県から法第9条第1項に基づく勧告を受けた場合において、当該勧告を踏まえ必要な変更に係る届出を行なわない場合は、県から必要に応じて届出の意思を確認することがあるので留意すること。
- ③ 県から法第8条第7項に係る通知の日から2カ月以内に法第9条第1項に基づく勧告を受けなかった場合は、手続き終了。

※ 法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の場合には、県から法第8条第7項に係る届出又は通知についての意思を確認があるので留意すること。

様式第5号（11関係）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第8条第7項に基づく通知

年　月　日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項〔第6条第2項・附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）〕の規定により 年　月　日付けをもって届出し、同法第8条第4項の規定により 年　月　日付け 第 号で意見が述べられた下記1の大規模小売店舗に係る届出については、下記2の理由により届出事項の変更をしないので、同法第8条第7項の規定により通知します。

[添付書類の変更がある場合： なお、添付書類を別添のとおり変更します。]

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 理由

[添付書類の変更がある場合： 3. 添付書類を変更する理由]

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

※[]内は、届出等に応じて追加又は置き換えることとする。

3. 法第9条第4項（県の勧告を踏まえた変更）の届出

（1）届出を必要とする場合

県から法第9条第1項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告を踏まえ、必要な変更を行う場合。

（2）届出等の方法

届出者	法第5条第1項、第6条第2項又は法附則第5条第1項による届出をし、法第8条第7項による届出又は通知をした者であって、法第9条第1項の勧告を受けた者（建物設置者）
届出日	法第9条第1項の勧告後、できるだけ速やかに
届出書様式	【法施行規則様式第6】（→ p 28）
作成要領	「届出書類の作成要領」Ⅲ（→ p 41）
添付書類	<input type="radio"/> 法施行規則第4条第1項（Ⅱ. 1. (2) 参照→ p 6）のうち届出事項の変更に伴い必要とされる添付書類 <input type="radio"/> 指針に掲げる事項で必要と判断される書類
作成要領	「添付書類の作成要領」（→ p 45）
提出部数	10部

（3）提出後の手続き

特になし。

※ 当該勧告を踏まえ必要な変更に係る届出等を行わない場合には、県が必要に応じて届出等の意思を確認することがあるので留意すること。

様式第6

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年　月　日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
 - (変更前)
 - (変更後)
- 3 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

4. 法第9条第4項（県の勧告を踏まえた添付書類の変更）の通知

（1）通知を必要とする場合

県から法第9条第1項の規定による勧告を受けた場合において、届出事項の変更はしないが、当該勧告を踏まえ、届出事項以外について、添付書類の中で配慮する事項を追加又は変更する場合。

（2）届出等の方法

届出者	法第5条第1項、第6条第2項又は法附則第5条第1項による届出をし、法第8条第7項による届出又は通知をした者であって、法第9条第1項の勧告を受けた者（建物設置者）
届出日	法第9条第1項の勧告後、できるだけ速やかに
届出書様式	【要領様式第6号】（→ p 30）
作成要領	添付書類を訂正する理由を記載すること
添付書類	<input type="radio"/> 法施行規則第4条第1項（II. 1. (2) 参照→ p 6）のうち配慮する事項の追加又は変更に伴い必要とされる添付書類 <input type="radio"/> 指針に掲げる事項で必要と判断される書類
作成要領	「添付書類の作成要領」（→ p 45）
提出部数	10部

（3）提出後の手続き

特になし。

※ 当該勧告を踏まえ必要な変更に係る届出等を行わない場合には、県が必要に応じて届出等の意思を確認することがあるので留意すること。

様式第6号（12関係）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第9条第1項に基づく勧告に対する通知

年　月　日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項〔第6条第2項・附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）〕の規定により 年　月　日付けをもって届出し、同法第9条第1項の規定により 年　月　日付け 第 号で勧告のあった下記1の大規模小売店舗に係る届出について、添付書類を別添のとおり変更します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 変更する添付書類の内容
3. 添付書類を変更する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

※ [] 内は、届出等に応じて追加又は置き換えることとする。

IV. 説明会に関すること

1. 説明会を行う必要がある場合

法第5条第1項、第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出（法第6条第4項ただし書の軽微な変更に該当した場合（Ⅱ. 5参照→p 17）を除く）をした場合。

2. 説明会の開催方法（法施行規則第11条第2項適用の場合を除く）

（1）開催日時及び場所

届出の日から2月以内に、大規模小売店舗の所在地の周辺の施設で行うこと。
必要な場合は、関係市町村と協議すること。

（2）説明会開催の公告及びその内容

開催予定日時及び場所を開催予定日の1週間前までに公告すること。
公告は次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。
① 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へチラシの折り込みをすること
③ 公民館等公共的な施設への掲示と併せて、チラシ等を配布すること
公告内容は、予定日時及び場所以外の事項については説明会開催者の法及び指針を踏まえた判断によること。

（3）説明会の対象者

大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者等。
具体的な対象者の選定は、説明会開催者の法及び指針を踏まえた判断によることとする。
なお、対象者の決定と（2）の公告の範囲は密接に関連しているので、十分に調整すること。

（4）開催回数

説明会開催者の法及び指針を踏まえた判断によること。
ただし、県が開催回数を指定する場合には、届出の日から1週間以内に通知するので、指定された回数開催すること。

（5）関係市町村への通知

説明会開催者は、説明会の日時、場所及び対象者を決定したとき並びに説明会を終了したとき、関係市町村に対し、その旨連絡すること。
また、説明会の開催に当たり、日時、場所及び対象者を決定するに当たり意見を求める場合には、原則として関係市町村に協議すること。

（6）説明会開催方法等の特例措置

説明会開催方法及び開催の必要性の有無に関する特例措置については、次の3及び4を参考のこと。

3. 法施行規則第11条第2項（掲示による周知）の適用の申出

（1）届出を必要とする場合

法第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出者のうち、法施行規則第11条第2項（説明会を大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出及び添付書類の要旨を掲示することにより行う）の適用を希望する場合。

（2）届出等の方法

届出者	建物設置者（所有権者）
届出日	法第6条第2項又は法附則第5条第1項による届出日
届出書様式	【要領様式第3号】（→ p 34）
提出部数	8部

（3）提出後の手続き

- ① 県審査会議に対し、届出日から1月以内に届出内容を説明してもらう機会を必要に応じて設けるので、できる限り協力すること。（I. 5参照→p 4）
- ② 届出日から1月以内に、県から適用の可否を文書により通知する。
- ③ 県が適用を認めた場合は、届出及び添付書類の要旨を、届出の日から2月以内に、当該届出に係る県の公告の日から4月経過する日まで当該店舗の立地する敷地の見やすい場所に掲示すること。
 - ・ 掲示開始日を決定した場合は当該市町村に連絡すること。
 - ・ 掲示開始1週間前までに、法第7条第2項に基づく説明会開催の公告が必要となるので留意すること。公告の方法は、2. (2)（→ p 31）に準じること。

（要旨の記載事項）

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

3 変更しようとする事項

（一）大規模小売店舗の新設をする日

（変更前）

（変更後）

（二）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）

（変更後）

（三）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（1）駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

(変更後)

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

(変更後)

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

(変更後)

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

(変更後)

(四) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

(変更後)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

(変更後)

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

(変更後)

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

(変更後)

4 変更の年月日

5 変更する理由

6 添付書類の名称とその要旨

様式第3号（9（2）関係）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の適用の申出書

年　月　日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項〔附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）〕の規定により 年　月　日付けをもって届け出た下記1の大規模小売店舗に係る届出について、下記2の理由により同法施行規則第11条第2項の適用を受けることを希望します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

※[]内は、届出等に応じて追加又は置き換えることとする。

4. 法第7条第4項（説明会が開催できななった場合）の適用の申出

（1）届出を必要とする場合

説明会開催者が、法施行規則第13条第1項に掲げる次の事態が生じたため、法第7条第4項の適用を希望する場合。

- ① 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
- ② 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと

なお、以上に該当する事態であっても法で定める期間内に説明会を行うことが可能であれば、当然開催することが必要となる。

（2）届出等の方法

届出者	説明会開催者（建物設置者）
届出日	法施行規則第13条第1項に掲げる①、②の事態が生じた時点
届出書様式	【要領様式第4号】（→ p 36）
提出部数	1部

（3）提出後の手続き

- ① 県は、事実確認の上、速やかに、適用の可否を文書により通知する。
- ② 県が適用を認めた場合の届出及び添付書類の周知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。
 - ・ 市町村の協力を得て、届出及び添付書類の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載
 - ・ 届出及び添付書類の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載
 - ・ 公民館等公共的な施設への掲示
 - ・ 変更届出にあっては、当該大規模小売店舗の立地する敷地の見やすいところへの掲示
- ③ 県が適用を認めた場合の届出及び添付書類の要旨は、3.（3）（→ p 32）に準じて作成すること。

様式第4号（9（5）関係）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第7条第4項の適用の申出書

年　月　日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項〔第6条第2項・附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）〕の規定により 年　月　日付けをもって届出し、同法第7条の規定による公告をした下記1の説明会については、下記2の事由が生じたため説明会を開催することができなくなりましたので、同法第7条第4項の適用を受けることを希望します。

記

1. 公告をした説明会
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (2) 開催予定日時及び場所
2. 事由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

※[]内は、届出等に応じて追加又は置き換えることとする。

V. 届出書の作成要領

1. 届出書類の作成要領

◎ 書類作成にあたって

- 法第4条の規定に基づき定められた「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）は、大規模小売店舗の設置者が周辺の生活環境の保持の観点から如何なる範囲でその責任を果たすことが求められているかを示すものであることから、その趣旨と内容を十分に尊重し、施設の配置及び運用方法について適正な配慮を行い、届出書を作成すること。

◎ 届出書の作成要領

- 様式に従って届出書を作成するが、施設の位置を示した図面は別に作成し添付する。
- 記載事項が多数に及ぶ場合に一覧表を別途作成し、届出書に別紙のとおりとし添付しても可。
- 配置図については、一つの図面で複数の施設の位置を示しても可。その場合は、色分けするなど分かりやすくして、凡例を明示する。
- 図面は、原則として縮尺を統一し、方位を記載すること。

(新設の届出)

I 第5条第1項の届出（様式第1）

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 設置後の店舗名称（仮称でも可。ただし、決定後、変更した場合は遅滞なく法第6条第1項の変更の届出を提出すること。）を記載する。
- ・ 公告・縦覧したときに当該店舗が明確に分かるように配慮する。例えば正式な名称よりも通称や愛称の方が、一般的に分かりやすいと思われる場合は、通称、愛称でも可。
- ・ 一の建物であっても複数の小売業者がそれぞれの店舗名を使用し、大規模小売店舗として統一的な名称がない場合は、各名称の連名でも可。
- ・ 所在地は、登記簿上の地番を記載する。複数の地番にまたがる場合は、代表的な地番を記載し、「外」でまとめる。

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ・ 大規模小売店舗の名称は統一名称であるが実際は各小売業者がそれぞれの店舗名称を使用する場合は、各小売店舗名も記載する。
- ・ 原則、新設時に出店する全小売業者を記載する。未決定の業者がある場合は、決定後遅滞

なく法第6条第1項の変更の届出を提出すること。ただし、店舗全体の業態が変わる規模の小売業者が未決定の場合は、極力決定した後、提出する。

3 大規模小売店舗の新設をする日

- ・ 「新設をする日」とは、大規模小売店舗を開店し、実際に小売業を行う日。
- ・ 法第5条第4項で8月を経過した後でなければ新設を行ってはならないと定められていることから、届出日から8月を経過した日以後で、出来るだけ実際に新設する日を記載する。ただし、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第55条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域（以下「第二種特例区域」という。）内に設置する店舗については、法第5条第4項の期間制限を受けないので、あらかじめ届出することで足りる。なお、公告、縦覧、説明会など周辺住民等への周知のための一連の手続きを定めている法律の趣旨を考慮して新設をする日を定めるように努める。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- ・ 「一の建物」の店舗面積の合計を記載する。
- ・ 小売部分が複数の棟に分かれている場合は内訳を記載する。

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

- ・ 大規模小売店舗の来客者の自動車のために設置又は借り上げ等をして専用に確保した収容台数（以下V.I5(1)において「収容台数」という。）を記載する。なお、従業員用、荷さばき用車両の駐車場と共に用の場合は、その台数は算入せず、添付書類でその内訳等を明記する。
- ・ 公共駐車場や共同駐車場を来客の駐車場として見込んでいる場合は、その台数は算入せず、添付書類で特殊事情等としてその内訳等を説明する。
- ・ 小売以外の集客施設を有する複合施設の場合は、施設全体の収容台数を記載する。小売部分のみや、一部のみを記載するなど調整しないこと。
- ・ 駐車場を分散して確保している場合は、各収容台数の合計を記載し、駐車場ごとの収容台数（単位：台）の内訳を記載する。
- ・ 駐車場の位置を示す配置図を添付する。駐車場を分散して確保している場合は、配置図にも各収容台数を記載する。
- ・ 臨時駐車場については、平常の営業のピークに対応するための臨時駐車場として確保している場合は算入すること。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

- ・ 駐輪場の収容台数の合計（単位：台）を記載する。
- ・ 駐輪場の位置を示す配置図を添付する。
- ・ 公共駐輪場や共同駐輪場を来客の駐輪場として見込んでいる場合は、その台数は算入せず、添付書類で特殊事情等としてその内訳等を説明する。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・ 「荷さばき施設」は、大規模小売店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含む。）をいい、店舗の屋内にあるか屋外にあるかを問わない。
- ・ 荷さばき待ちの車両が待機するための場所として設定された専用の区域がある場合、当該区域が上記区域と一体的に運用されている場合には、これを含む。
- ・ 荷さばき施設の（2カ所以上あるときはそれぞれの）面積（単位：平方メートル）を記載する。
- ・ 荷さばき施設の位置を示す配置図を添付する。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・ 廃棄物等の保管施設の容量（単位：立方メートル）の合計を記載する。
- ・ 容量の算出にあたっては、生ゴミなどのように容器に保管する場合は、その容器の容量の合計、紙類のように保管スペースに積み上げるような場合は高さを適切な管理が可能な範囲で設定し計算すること。また、保管室のような施設を設ける場合は、適切な管理が可能な範囲の容量を記載すること。
- ・ 廃棄物等の保管施設の位置を示す配置図を添付する。
- ・ 複数の棟で一の建物を構成している場合などで複数の場所に設置されている場合は内訳を記載する。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・ 大規模小売店舗の小売業者ごとにそれぞれ開店時刻と閉店時刻を記載する。
- ・ 一の建物で統一的な営業時間を設定している場合は、その時間を記載しても可。
- ・ 複数の棟で一の建物を構成している場合で、その棟ごとに営業時間を設定した場合は、その棟ごとに記載しても可。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ 各駐車場が最大限利用可能な時間（午前〇時～午後〇時）を記載する。
- ・ 開店前、閉店後の車両の出入りを考慮し、営業時間の前後に一定の余裕時間を付加して設定することが一般的である。
- ・ 原則として夜間に駐車が可能であっても店舗の閉店後に店舗を利用する客がない場合は、閉店時間と連動して設定する。ただし、この場合、駐車場の管理について地元から苦情等が生じないように考慮すること。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ 「駐車場の出入口」とは、公道に面し来客の自動車が利用する箇所を指し、実際の駐車場が公道に面していない場合も、自動車が公道から敷地に入りするところを出入口とする。
- ・ 出入口の数は届出書に記載し、位置は駐車場の位置を示した図中に記載する。
- ・ 「出口専用」又は「入口専用」などとした場合も1カ所として算入する。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・ 荷さばき施設において作業を行うことが可能な時間（物理的に入口が閉まる、管理時間を設定するなどによる。）を記載する。

(変更の届出)

- 記載事項は、原則として新設の届出と同じ。

- 一項目について、複数に変更が生じた場合は、「変更した事項」、「変更する事項」を対照表の形式にする。

(例)

変更前	変更後

- 変更届出の要否は、以前の届出した数値や位置に変更があるかどうかで判断する。影響があるかないかではないので注意する。

II 第6条第1項の届出（様式第2）

(注意事項)

小売業者が変更になったことにより施設の配置や運営に関する事項に変更が生じる場合は、法第6条第2項の届出が必要になるので注意すること（例：開店時刻、閉店時刻を小売業者ごとに届け出している場合）。その場合、法第6条第4項の実施の期間制限に注意すること。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 店舗の名称又は所在地の変更の場合は、変更後の名称を記載する。

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 所在地の変更は、地番変更等による形式的な変更を指す。

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ・ 大規模小売店舗を設置する者の変更は法第11条第3項で承継の届出が必要な場合を除き、変更があったとき必要となる。
- ・ 住所又は代表者の氏名のみの変更の場合も小売業を行う者の氏名又は名称を記載する。
- ・ 退店の場合は（変更前）に退店する者の氏名、名称又は法人名を記載し、（変更後）に「退店」と記載すれば足りる。
- ・ テナント入れ替えの場合は、（変更前）に退店する者の氏名、名称又は法人名を記載し、（変更後）に新規店舗名と「大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並

びに法人にあっては代表者の氏名」を記載する。

3 変更の年月日

- ・ 法第6条第1項の届出は変更後遅滞なく提出すると定められていることから実際に変更を行った日を記載する。事前に提出する場合は、その予定日を記載する。

4 変更する理由

- ・ 法第6条第1項は、変更となった事実を記載すれば足りる。
(例) 代表者の変更、店舗名称の変更など

III 第6条第2項の届出（様式第3）

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の新設をする日

- ・ 法第5条第1項の届出に係る大規模小売店舗の新設をする日を繰り上げる場合に必要となる。
ただし、法第8条第4項で意見なしの通知を受け、第8条第5項によって繰り上げる場合は除く。

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- ・ 店舗面積を減少させる場合、直近に行われた届出面積に対して1割以下の面積（ただし、1000平方メートルを上限とする。）を増加させる場合は必要ない。

(3) 駐車場の位置及び収容台数

- ・ 駐車場の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。
- ・ 原則として駐車場の収容台数を増加させる場合は届出の必要はない。
ただし、店舗面積を増加させる場合など他の届出状況によって必要な状況がある場合は届け出る。

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

- ・ 駐輪場の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。
- ・ 原則として駐輪場の収容台数を増加させる場合は届出の必要はない。
ただし、店舗面積を増加させる場合など他の届出状況によって必要な状況がある場合は届け出る。

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・ 荷さばき施設の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。
- ・ 原則として荷さばき施設の面積を増加させる場合は届出の必要はない。
ただし、店舗面積を増加させる場合など他の届出状況によって必要な状況がある場合は届け出る。

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・ 廃棄物等の保管施設の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。
- ・ 原則として廃棄物等の保管施設の容量を増加させる場合は届出の必要はない。
ただし、店舗面積を増加させる場合など他の届出状況によって必要な状況がある場合は届け出る。

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・ 開店時間の繰下げ、閉店時刻の繰上げは届出の必要はない。
- ・ 大規模小売店舗の小売業者ごとにそれぞれ開店時刻と閉店時刻の届出をしている場合においては、変更する小売業者分のみ記載すれば足りる。

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ 営業時刻の変更によって変更が必要になる場合があるので注意すること。

(9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ 駐車場の出入口の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。

(10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・ 添付書類の「荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯」と原則として整合するように注意する。

3 変更する年月日

- ・ 法第5条第1項第3号、4号及び5号については、法第6条第4項で8月を経過した後でなければ変更を行ってはならないと定められていることから、届出の日から8月を経過した日以後で、出来るだけ実際に変更する日を記載する。ただし、第二種特例区域内に設置する店舗については、法第6条第4項の期間制限を受けないので、あらかじめ届出ることで足りる。なお、公告、縦覧、説明会など周辺住民等への周知のための一連の手続きを定めている法律の趣旨を考慮して変更する日を定めるように努める。
- ・ 法第5条第1項第6号は、法第6条第4項の期間制限を受けないので、あらかじめ届出ることで足りる。なお、公告、縦覧、説明会など周辺住民等への周知のための一連の手続きを定めている法律の趣旨を考慮して変更する日を定めるように努める。

(参考)

公告	届出日から2週間以内
縦覧期間	公告日から4月間
説明会	届出日から2月以内

4 「変更する理由」

- ・ 変更することとした理由を簡単に記載する。

IV 附則第5条第1項（様式第8）

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- ・ 大店法の3条面積を変更する場合（減少も含む）は記載する。

(3) 駐車場の位置及び収容台数

- ・ 駐車場の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

- ・ 駐輪場の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・ 荷さばき施設の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・ 廃棄物等の保管施設の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・ 一部の小売業者のみ変更する場合は、変更する小売業者分のみ記載し、他は変更しない事項で記載する。

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ III 2 (8) に同じ。

(9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ III 2 (9) に同じ。

(10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・ III 2 (10) に同じ。

3 変更する年月日

- ・ III 3 に同じ。

4 上記2の変更に係るもの以外の事項

(1)「大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」

- ・ 大規模小売店舗の名称を統一名称とし、実際は各小売業者がそれぞれの店舗名称を使用する場合は、各小売店舗名も記載する。

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- ・ I 4 に同じ。

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

- ・ I 5 (1) に同じ。

② 駐輪場の位置及び収容台数

- ・ I 5 (2) に同じ。

③ 荷さばき施設の位置及び面積

- ・ I 5 (3) に同じ。

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・ I 5 (4) に同じ。

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・ I 6 (1) に同じ。

・ 閉店時刻については、大店法で認められていた軽微変更（年間 60 日以内 1 時間までの繰下げ）を引き続き実施する場合は記載すること。大規模小売店舗立地法ではこのような軽微な変更は認められていないので注意すること。

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ I 6 (2) に同じ。

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ I 6 (3) に同じ。

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・ I 6 (4) に同じ。

2. 添付書類の作成要領

◎ 書類作成にあたって

大規模小売店舗立地法第4条で定めることとされた「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）の趣旨と内容を十分に尊重し作成すること。

添付書類は、届出事項の前提となる調査データであり、合理的な根拠を示し、住民等に十分理解を得られるように作成しなければならない。また、届出書と併せて縦覧されるので、縦覧した方が分かりやすいように心がけること。

また、県は届出事項に対して生活環境に与える影響と必要な対策が取られているかを審査し、指針を踏まえて意見を述べることになる。例えば騒音対策は添付書類によってその対策や影響がわかるものであり、届出事項はそれらの影響予測がされ、適切な対策が取られているかが審査の対象となる。周辺の生活環境に配慮すべき事項は、積極的に影響評価を行い、その対策を盛り込むように作成すること。

変更届出の場合は、法第6条第3項において第5条第2項の規定が準用されるが、当該届出以前の届出に添付した内容と変更がない場合は、省略することができる。なお、予測等が必要な添付書類については、変更がない理由を記載することで省略することができる。附則第5条第1項の届出については、原則省略はない。

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第55条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域内に設置する店舗については、同条第3項の規定に基づき、後記（4）以下の書類については添付を要しない。

◎ 添付書類の作成要領

- 原則として目次を作成すること。
- 添付書類（図面）を複数の項目で重複して一つの図面等に記載する場合は、図面番号やページ等を付して整理する。
- 「図面」の大きさは、その種類毎に同一の縮図に統一し、図中に縮尺率を記入する。他の配置図等と併用する場合は、色分けするなど分かりやすくし、凡例を明示する。
- 「図面」は、方位を記入したり、周辺の道路などを記入したりして位置関係を分かりやすくすること。また、簡略図面の場合は、長さ、幅などの比率を正確に表すこと。
- 既存類似店舗のデータ等を根拠として示す場合は、都市（立地）条件、店舗規模、店舗の運営状況等が、届出に係る店舗の配置及び運営による周辺に与える影響を予測する上で合理的な根拠となりうることを説明する。
- 予測を伴うものは、その予測結果から、対策が必要か、必要ないかの評価を行い、必要ないと考える場合はその説明を、対策を取る場合はその対策の内容を記載する。

(1) 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

- ・ 設置者のものを添付する。設置者が複数で共同して提出する場合は、全員分を添付する。

(2) 主として販売する物品の種類

- ・ 各予定小売業者名と「食料品」、「衣料品」等代表的な取扱品の種類を一覧表にする。
- ・ 未決定の小売業者がある場合は、業者名を空欄にし、予定の取扱品を記載する。

(例)

店舗名称	小売業者名	主として販売する物品の種類	予定売上げ
A	株式会社A	食品、総菜、日用雑貨	1,100百万円
B酒店	有限会社B	酒類	150百万円
C	株式会社C	衣類	※売上高は業種選定の参考にする ので可能であれば記載すること。

注：この表を届出事項の小売業者一覧と併せて可。そのときは代表者名、住所欄を加えること

(3) 建物の位置及びその建物内での小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

- ・ 建物の位置図は、ある程度周辺の状況がわかる範囲の縮図の地図に大規模小売店舗の位置を明示する。
- ・ 建物配置図及び各階の平面図を添付し、その中の小売業を行うための店舗部分を明示する。
- ・ 店舗部分以外で配置及び運営に影響を及ぼすと考えられる施設（映画館、レストラン、倉庫等）についても位置と名称を示す。
- ・ 各階の平面図で、上記と関係のない階の平面図は必要ない。

(4) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

- ・ 指針において基準として示されている各種原単位等を用いて算出する場合には、その数値等により算出し予測する。地区指定が必要な場合は事前に協議すること。
- ・ 独自の基準による場合は、その根拠となる数値等を記載し予測する。なお、その根拠の説明も記載すること。基本的には来客のピークの時間帯とその時間帯に必要な駐車台数を算出すること。
- ・ 自動車の乗り入れ規制がある場合や、周辺の公共駐車場や共同駐車場の状況など特殊事情がある場合は記載する。
- ・ 小売以外の複合施設の場合は、施設全体として収容台数が確保されているかを説明すること。なお、この場合、小売以外の必要駐車台数の算出は集客見込みなどから算出する。基本的には、施設全体の集客のピークの時間帯とその時間帯に必要な駐車台数を算出すること。
- ・ 来客が使用する駐車場を従業員用、荷さばき用車両等の駐車場として共用する場合は、それぞれの内訳を記載する。

(5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

(6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

- ・ 駐車場の出入口は公道に面した箇所を指すが、駐車場が公道に面していない場合も、自動車が公道から敷地に入りするところを出入口とする。
- ・ 公道に面していない位置に、平面自動式ゲートなし以外の実際の駐車場の出入口がある場合は、図面にその位置と形状を記載する。
- ・ 大規模小売店舗の施設周辺の地図（見取図）上に方面別自動車来台数の予測値等を記載したものや現状の交通量を測定した場合の結果等を添付する。
- ・ 予測に基づき、出入口の数や位置の設定根拠を説明する。
- ・ 入口専用、出口専用や左折専用など独自に利用規制をする場合は記載すること。
- ・ 周辺に交通規制などがある場合や、右折レーン等を設置される場合などは図面に記載すること。
- ・ 駐車待ちスペースを設ける場合は、その位置と見込み対応台数を記載する。
- ・ 大規模小売店舗の施設周辺の地図（見取図）上に方面別の来客について設定する案内経路を記載する。
- ・ 主な案内表示や整理員を配置する場合のおおよその位置等も明示する。

(7) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

- ・ 当初予定の搬出入車両の大きさ（積載重量）ごとの台数と荷さばき時間帯を記載する。
- ・ 時間帯が一定時間以上に及ぶ場合や車両の種類が多い場合は一覧表にする。
- ・ 騒音予測の根拠と乖離がないように注意すること。

(例)

時 間 帯	時間帯	車両（台）			
		4トン車	1トン車	軽トラック	計
	6：30～7：30				
	～8：30				
	～9：30				
	～10：30				
	～				

(8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

- ・ 遮音壁の位置を示す配置図を添付し、高さ（単位：メートル）を記入する。
- ・ 遮音壁の設置に最も関連がある施設の位置を示す配置図に記載する。

(9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

- ・ 各設備を設置する位置を示す配置図を添付し、稼働予定時間を記入する。

- ・ 別表又は一覧表にする場合は、配置図の位置番号を記入する。
- ・ 騒音予測の根拠と乖離がないように注意すること。
- ・ 「(10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠」の中で記載しても可。

(記載例)

機種	稼働時間	位置
冷却施設の室外機の種類		
冷暖房施設の室外機の種類		

(10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

- (11) 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- ・ 指針で示された環境への一般的対策を必要に応じて講じた後の状況を想定し、等価騒音レベルの予測にあっては原則として周囲の最も騒音の影響を受けやすい地点又は立地可能な住居等の屋外での、騒音レベルの最大値の予測にあっては大規模小売店舗の敷地の境界線での騒音予測を行う。

- ・ 具体的な予測地点については、届出者の独自の判断によるが選定理由を説明する。指針で予測を必要とされている地点で特に予測しない方面などがある場合はその理由を記載する。
- ・ 指針による予測をする場合は、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き」を参考にする。指針によらない場合は、その予測の結果及び算出根拠を示す。
- ・ 大規模小売店舗の敷地内における騒音発生源について、大規模小売店舗立地法の対象となっていない自家発電設備、ガソリンスタンド（車両走行音・洗車機）等についても対象となっている騒音と同等の影響があり、予測することが可能と認められる場合には、あわせて予測を行うものとする。
- ・ 「騒音にかかる環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）」又は騒音規制法の規制基準値を評価基準とする。「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」及び「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」については、市の区域は市長が定め、町村の区域は県知事が定める。ただし騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準については、島根県内の町村の区域では定められていない。
- ・ 予測結果をもとに、その評価を必ず記載し、対策が必要ない場合はその旨、対策が必要な場合はその対策を記載すること。また、対策を取らない場合はその理由を記載する。

(島根県の騒音規制法の基準)

夜間の時間帯 午後9時から午前6時

基準値については市長が定めている。なお、町村の区域は県知事が定めるが、現在、定められた地域はない。

(12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

- ・ 指針において基準として示されている各種原単位等を用いて算出する場合には、その数値

等を記載する。他の方法による場合には、その根拠となる数値や算出方法等を記載する。

- ・ 実際に設置する廃棄物ごとの保管施設の構造を記載すること。容器を使用する場合は、その容量とその数を記載する。保管スペースに積み上げておくような保管方法の場合は、そのスペースの面積と積み上げる高さを示し、容量を算出する。また、保管室のような施設を設置する場合はその保管施設の面積と高さを記載し、適切な管理が可能な高さを設定し保管容量とする。
- ・ 複数の棟で一の建物を構成している場合で、それぞれの棟で廃棄物を管理する場合は、それぞれの棟で必要な廃棄物等の排出量等を算出し保管施設の容量を検討すること。

(13) 指針に掲げる事項で、必要と判断される書類

- ・ 届出事項の駐輪場の収容台数の算出及び位置の設定について、その根拠がある場合は駐車場と同様に作成する。
- ・ 指針の中で配慮すべきとして掲げられた事項等で、当該店舗において配慮すべきと判断される（1）から（12）までに記載した事項以外について記載する。
- ・ 添付書類に記入できない事項は別紙を作成し標題を付す。

(例)

店舗管理運営に関する小売業者との管理規定、契約等
リサイクルに関すること
廃棄物（ゴミ）削減化
廃棄物の保管に関する配慮（施設の構造、回収作業の配慮等）
街並みづくりへの配慮
景観への配慮
歩行者の交通への配慮
荷さばき作業に関する配慮
防災・防犯対策への協力
夜間照明等の配慮

VII. 法令集

大規模小売店舗立地法

(平成10年6月3日法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

(基準面積)

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要かつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

(指針)

第四条 経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項
- 二 大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの
 - イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他 の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
 - ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(大規模小売店舗の新設に関する届出等)

第五条 大規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県（以下単に「都道府県」という。）に届け出なければならない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 都道府県は、第一項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から四月間縦覧に供しなければならない。
- 4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

(変更の届出)

第六条 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があったときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

- 2 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。
- 3 前条第二項の規定は前項の規定による届出に、同条第三項の規定は前二項の規定による届出について準用する。
- 4 前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第二項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第三条第一項の基準面積（同条第二項の規定により他の基準面積が定められた区域にあっては、当該他の基準面積）以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。
- 6 都道府県は、前項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、

その旨を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

第七条 第五条第一項又は前条第二項の規定による届出（同条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。）をした者は、経済産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から二月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下単に「市町村」という。）内において、当該届出及び第五条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の添付書類（第四項において「届出等」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。

- 2 前項の規定により説明会を開催する者（以下この条において「説明会開催者」という。）は、その開催を予定する日時及び場所を定め、経済産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。
- 3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。
- 4 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であって経済産業省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、経済産業省令で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(都道府県の意見等)

第八条 都道府県は、第五条第三項（第六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。

- 2 第五条第三項の規定による公告があったときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内に、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 3 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。
- 4 都道府県は、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出があった日から八月以内に、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見に配意し、及び指針を勘案しつつ、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。
- 5 都道府県が前項の規定により意見を有しない旨を通知した場合は、第五条第四項及び第六条第四項の規定は、適用しない。

- 6 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第四項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。
- 7 第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者は、第四項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。
- 8 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 9 第四項の規定により意見が述べられた場合には、第五条第四項又は第六条第四項の規定にかかわらず、第五条第一項の規定による届出又は同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第六条第二項の規定による届出をした者は、第七項の規定による届出又は通知の日から二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をし、又は当該届出に係る変更を行ってはならない。
- 10 第六条の規定は、第七項の規定による届出については、これを適用しない。

(都道府県の勧告等)

第九条 都道府県は、前条第七項の規定による届出又は通知の内容が、同条第四項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り、理由を付して、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。
- 3 都道府県は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告を市町村に通知するとともに、経済産業省令で定めるところにより、当該勧告の内容を公告しなければならない。
- 4 都道府県から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。
- 5 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 6 第六条の規定は、第四項の規定による届出については、これを適用しない。
- 7 都道府県は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(生活環境の保持の配慮)

第十条 第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項又は前条第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。

- 2 大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(承継)

第十一條 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

- 2 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。
- 3 前二項の規定により第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

(関係行政機関の協力)

第十二条 都道府県は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、協力を求めることができる。

(地方公共団体の施策)

第十三条 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(報告の徴収)

第十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

(大都市の特例)

第十五条 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に

に関する経過措置を含む。) を定めることができる。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を行い、又は同条第二項（第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の添付書類であって、虚偽の記載のあるものを提出した者
- 二 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
- 三 第八条第七項又は第九条第四項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第十八条 第五条第四項、第六条第四項又は第八条第九項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十一条 第六条第一項若しくは第五項又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止)

第二条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）は、廃止する。

(輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の廃止)

第三条 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律（平成三年法律第八十一号）は、廃止する。

(経過措置)

第四条 この法律の施行前にされた附則第二条の規定による廃止前の大規模小売店舗における小

売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第二項若しくは第三項の規定による公示に係る小売業の営業開始若しくは店舗面積の増加の制限又は旧法第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項から第三項までの規定による届出、届出に係る変更、承継、勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令、営業を停止すべき旨の命令若しくは報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であってこの法律の施行の日以後最初に行われるもの（この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの）をしようとするときは、その旨及び第五条第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

- 2 旧法第三条第二項又は第三項の規定による公示に係る建物であって、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五条第一項の規定は、適用しない。
- 3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であって前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。
- 4 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による変更に係る事項の届出は、第六条第二項の規定による届出とみなす。
- 5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第六条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条の規定の適用については、第五条第一項の規定による届出とみなす。

第六条 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、

政令で定める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第九条 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）において行われるものと除く。)」を削る。

第十六条の二第一項中「(大規模小売店舗において行われるものと除く。)」を削る。

第十七条中「及び大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の中小小売商との間に生じたもの」を削る。

第十八条の次に次の二条を加える。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十号を次のように改める。

二十 削除

大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令

(平成10年10月16日政令第326号)

大規模小売店舗立地法の施行期日は、平成十二年六月一日とする。ただし、同法第二条から第四条までの規定の施行期日は、平成十一年五月一日とする。

大規模小売店舗立地法施行令

(平成10年10月16日政令第327号)

(一)の建物)

第一条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第二条第二項の一の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

(基準面積)

第二条 法第三条第一項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

(届出の方法)

第三条 法第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出は、当該新設をする者がするものとする。この場合において、その者が二人以上である場合には、これらの者の全部又は一部が共同してすることができる。

(報告の徴収)

第四条 法第十四条第一項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗を設置する者に対し、次に掲げる事項に關し報告を求めることができる。

- 一 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
 - 二 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項
- 2 法第十四条第二項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、次に掲げる事項に關し報告を求めることができる。
- 一 当該小売業の開始日
 - 二 当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項
 - 三 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

附 則

この政令は、法の施行の日（平成十二年六月一日）から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、法第二条から第四条までの規定の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

大規模小売店舗立地法施行規則

（平成11年6月10日通商産業省令第62号）

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(店舗に附属する施設)

第二条 法第四条第二項第二号の経済産業省令で定める店舗に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（以下この条において「廃棄物」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

(大規模小売店舗の新設に関する届出)

第三条 法第五条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 駐車場の位置及び収容台数
- 二 駐輪場の位置及び収容台数
- 三 荷さばき施設の位置及び面積
- 四 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

2 法第五条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 三 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

3 法第五条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書を提出してしなければならない。

(大規模小売店舗の新設に関する届出の添付書類)

第四条 法第五条第二項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、都道府県は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項、第五項、第六項又は第三十条の八第一項の規定により法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

- 一 法人にあってはその登記事項証明書
- 二 主として販売する物品の種類
- 三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 七 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 九 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

- 十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
- 2 前項第四号、第五号及び第十号から第十二号までに掲げる予測は、一般的な技術水準を勘案して合理的と認められる手法により行うものとする。

(大規模小売店舗の新設に関する届出の公告)

第五条 法第五条第三項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(変更の届出)

第六条 法第六条第一項の規定による届出は、様式第二の届出書を提出してしなければならない。

第七条 法第六条第二項の経済産業省令で定める変更は、一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

- 一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
 - 二 都道府県が法第八条第四項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
 - 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
 - イ 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であって、法第六条第二項の規定による届出をしていないとき当該届出に係る店舗面積の合計
 - ロ 法第六条第二項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
 - 五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
 - 六 荷さばき施設の面積を増加させるもの
 - 七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
 - 八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの
- 2 法第六条第二項の規定による届出は、様式第三の届出書を提出してしなければならない。

(軽微な変更)

第八条 法第六条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

(廃止の届出)

第九条 法第六条第五項の規定による届出は、様式第四の届出書を提出してしなければならない。

第十条 法第六条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(説明会)

第十一条 法第七条第一項の規定による説明会は、大規模小売店舗の所在地の周辺の施設において、当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者等を対象に、一回開催するものとする。ただし、都道府県が、当該大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいため相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合には、三回を上限として都道府県が指定する回数開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとする。

第十二条 法第七条第二項の規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 都道府県の協力を得て、都道府県の公報又は広報紙に掲載すること
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県が適切と認める方法

第十三条 法第七条第四項の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由であって都道府県が認めるものとする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
二 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと
2 法第七条第四項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。
一 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載すること
二 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
三 前二号に掲げるもののほか、届出等の内容を周知させるための方法として都道府県が適切と認めるもの

(都道府県の意見等の公告)

第十四条 法第八条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

第十五条 法第八条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(都道府県の意見に係る変更の届出等)

第十六条 法第八条第七項の規定による届出は、様式第五の届出書を提出してしなければならない。

(都道府県の勧告等の公告)

第十七条 法第九条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認め る方法により行うものとする。

(都道府県の勧告に係る変更の届出)

第十八条 法第九条第四項の規定による届出は、様式第六の届出書を提出してしなければならぬ。

(承継)

第十九条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七の届出書を提出してしなければならぬ。

(経過措置に係る届出)

第二十条 法附則第五条第一項（法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第八の届出書を提出してしなければならない。

附 則（抄）

1 この省令は、平成十一年六月十一日から施行する。

2 法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る変更を行う場合における第八条の規定の適用については、同条中「店舗に附属する施設の位置の変更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。

様 式（略）

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

（平成19年2月1日経済産業省告示16号）

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、大規模小売店舗の設置者（以下「設置者」という。）に対し特に周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものである。

るものである。

本指針は、設置者が大規模小売店舗立地法の届出に関し、大規模小売店舗の特性から、配慮することが求められている具体的な事項を示すものであり、設置者がその趣旨と内容を十分に理解するとともに、大規模小売店舗内の小売業者にも十分に周知し、協力を求めることが必要である。同時に、本指針は、大規模小売店舗立地法の運用に当たる都道府県、政令指定都市（以下「法運用主体」という。）はもとより同法の届出に係る大規模小売店舗の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、当該店舗の周辺地域の住民、事業者等（以下「地域の住民等」という。）にとどても、判断のよりどころになるものであり、これら関係者においても、本指針の趣旨、内容が十分に認識されることが不可欠である。

なお、本指針の内容は大規模小売店舗立地法の運用を行う上での基準を示すものではあるが、地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行うことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需給調整的な運用を行うことはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはならず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要である。また、設置者及び小売業者は、小売業の地域密着型産業としての性質から、企業の社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めていない事項についても、適切な対応を行うべきことは言うまでもない。さらに、設置者は、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合における小売店舗以外の施設（以下「併設施設」という。）の事業者においても同様の対応が求められている点に留意すべきである。

特に大型店の社会的責任の観点では、平成17年12月の産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議の中間報告「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して」において、大型店の社会的責任の一環として、大型店がまちづくりに自ら積極的に対応すべきとされ、さらに事業者による中心市街地の活性化への取組について、「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）」第6条に責務規定が定められた。

このような動きを踏まえ、関係業界団体において、地域経済団体等の活動への積極的な協力、地域の防災・防犯への対応、退店時における早期の情報提供等、まちづくりへの貢献に関する自主ガイドラインの策定に取り組んできたところであるが、個々の事業者においても自主的な取組を積極的に行うことが強く期待される。

このうえで、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し、大型店だけでなく、法運用主体、立地市町村、地域の住民等その他の関係者が連携し、それぞれの立場から積極的な貢献を行い、まちづくりのための多面的、総合的、継続的な取組が推進されることを強く期待する次第である。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

1. 設置者は、大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画並びにそれらに基づく事業の趣旨及び内容について幅広く情報収集し、検討を行うべきであることは当然であるが、大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境への影響については、本指針の示すところにより、予め十分な調査・予測を行い、適切な対応を行うことが必要であり、特に、深夜に営業活動を行う場合、夜間の静穏な生

活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、とりわけ慎重な対応を行うことが必要である。

なお、この際に留意すべき事項や対応策の検討に当たって参考すべき事項は、二において定めるとおりである。

2. 設置者は、上記1. により対応を行うこととした事項について、大規模小売店舗立地法の定める説明会においては、地域の住民等への適切な説明を行うことが必要である。説明会は、地域の住民等の多くが参加できるよう開催の場所及び日時等に配慮するとともに、説明の中では、1. で行われた周辺地域の生活環境への影響についての調査の結果等一定の対応策を講ずるに至った背景事情を含め地域の住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努めることが必要である。
3. 設置者は、大規模小売店舗立地法の定める手続きを通じて述べられた法運用主体からの意見に対しては、誠意を持って対応し、その意見提出の背景となった生活環境上の問題の解消、軽減のため、合理的な措置を講ずるよう努め、また、その措置を講ずることとした理由又は講じないこととした理由について、データ等に基づく合理的な説明を行うよう努めることが必要である。
4. 設置者は、大規模小売店舗立地法の定める手続きの中で講ずることとした対応策については、誠実に実効ある措置を講ずることが必要である。また、対応策の内容によっては、設置者のみならず、大規模小売店舗内の小売業者、小売業者以外の事業者等関係者による対応が必要な場合が想定されるが、こうした事項について、設置者は、施設の管理規程や契約書等に明記するなどにより関係者に十分周知し、履行確保のための必要な措置を講ずることが必要である。こうした責任ある対応を図るという観点から、設置者、設置者の委託等を受けた施設の管理者、小売業者、小売業者以外の事業者等においては、一体となって周辺地域の生活環境の保持のための対応が継続的かつ着実に行われることが必要であり、責任者を任命することによって、これを監督・管理する体制を整備することが望ましい。
5. 大規模小売店舗立地法に定める手続きは、大規模小売店舗の開店若しくは施設変更等に先だって行われるものであるが、開店若しくは施設変更等の後においても、設置者は、当該店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払うことが必要である。

特に、届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分であった場合には再調査・再予測を行い、それに応じ、追加的な対応策を講ずるよう努めることが必要である。また、年末や売り出しの時期、大規模小売店舗の開店時等来客や商品等の搬出入が特に頻繁になる時期においては、大規模小売店舗立地法に基づいて講ずることとした通常時の措置に加えて必要な措置を講ずるなど適切な対応を図ることが望ましい。

二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業

務の利便の確保のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って生ずる来客及び商品等の搬出入によって周辺地域において混雑等が生じ、地域の住民の生活の利便が損なわれたり、若しくは周辺で営業活動を行っている商業者等の事業者の業務上の利便が損なわれる場合がある。設置者は、施設の配置や運営に当たってはこうした生活環境上の問題を回避又は軽減することにより、地域の住民等の利便を確保するよう十分な配慮を払うことが必要である。このため、設置者は以下のようないくつかの事項について配慮を行うこととする。

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

設置者は、駐車需要の充足その他地域の住民等の利便の確保を図るために必要な措置を講じるものとする。その際、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合には、施設全体として必要な措置を講じることが期待されている旨留意しなければならない。

以下に示した事項は、設置者が自らの判断と負担において対応を検討すべき項目を示したものであり、地域の住民等の交通上の利便の確保を図るために道路、交差点等インフラの整備状況や信号調整等の交通規制の状況も踏まえて設置者としての対応策を検討することが必要である。このほか、大規模小売店舗の立地により新たな渋滞の発生が予測される場合等には、関係する地方公共団体や道路管理者・公安委員会において都市計画の見直しや付加車線の設置、信号設置、信号現示の調整等が必要となる場合もある。したがって、設置者は、大規模小売店舗立地法に基づく以下の対応策を検討するとともに、併せて道路管理者、公安委員会等の関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意しなければならない。

なお、上記の調整により、インフラの整備や交通規制が予定されている場合には、地域の住民等にとって、交通対策が十分であるか否かは、これらの実施状況を含めて判断されるものであることに留意しなければならない。また、設置者はこのような検討の基本となる周辺の交通状況に関するデータ等を含め、設置者としての取組の全体像を地域の住民等に対して充分に説明することが必要である。さらに、大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に著しい影響を与えるおそれがあると見込まれる場合には、設置者は、駐車場の分散確保、経路の設定等講じようとする以下の対応策の事前評価を行うため、立地後の交通流動を予測することが必要である。

なお、市街地再開発事業等大規模小売店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられる場合には、そうした総合的な計画を踏まえて各種措置を講ずるものとする。

① 駐車場の必要台数の確保

設置者は、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる大規模小売店舗においては来客数が最大となる当該曜日）のピーク1時間に予想される来客の自動車台数を基本として、以下の計算式により必要な駐車台数を確保（借上げ、公共駐車場の利用等を含む。）するものとする。

なお、これは、大規模小売店舗が立地する地域において、駐車場整備計画等による包括的な駐車場の整備によって、当該店舗分を含む駐車需要が既に充足されており、かつ、将来にわたって充足されると見込まれる場合にまで、設置者が必要な駐車台数を別に確保することを求めるものではない。

$$\begin{aligned}\text{「必要駐車台数」} &= \text{「小売店舗へのピーク 1 時間当たりの自動車来台数」} \\ &\quad \times \text{「平均駐車時間係数」} \\ &= \text{「一日の来客（日来客）数（人）」} (\text{「A : 店舗面積当たり日来客数原単位（人／千m²）」} \times \text{「当該店舗面積」（千m²）}) \\ &\quad \times \text{「B : ピーク率（%）」} \\ &\quad \times \text{「C : 自動車分担率（%）」} \\ &\quad \div \text{「D : 平均乗車人員（人／台）」} \\ &\quad \times \text{「E : 平均駐車時間係数」}\end{aligned}$$

ここで、「ピーク率」とは（ピーク 1 時間の来客数）／（日来客数）、「自動車分担率」とは（自動車による日来客数）／（日来客数）とする。

「必要駐車台数」の算出に当たって、以下の点に留意することが必要である。

- 来客のための駐車場を従業員の通勤用の車や店舗の業務用の車、商品等の搬出入の車と共有する場合には、設置者は、ピーク時の業務状況等を勘案しつつ、必要な駐車台数を追加すること。
- オフィス、マンション、飲食店、銀行 A T M、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等の併設施設の利用者のための駐車場が小売店舗への来客用の駐車場と共に用されるように設置される場合には、設置者は、本指針に示す考え方を参考に併設されている施設の利用者のための駐車台数を考慮して、「必要駐車台数」が確実に確保できるよう措置すること。
- 公共駐車場を来客のための駐車場として利用する場合には、設置者は来客が実際に利用すると見込まれる駐車場を選定するとともに、当該公共駐車場の駐車収容台数、ピーク時における稼働率等、「必要駐車台数」が確実に確保できることの根拠となるデータを示すこと。
- 積雪が多い地域において、来客のための駐車場の一部を雪の堆積場所として一定の期間にわたり利用する場合には、例えば、当該用途として占有されることとなる部分相当は駐車台数から控除する等「必要駐車台数」の確保に支障をきたさないこと。

上記の算出式中の各要素（A～E）については、以下の表に示す原単位等の値を基準とするものとする。ただし、法運用主体が交通対策の実施状況、自動車・公共交通機関等の利用状況等の地域の実情に応じ、本指針に定める自動車分担率等各原単位等の値とは別に、地域の基準を定め、予め公表している場合には、当該地域の基準を用いるものとする。例えば、「中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）」第 9 条第 10 項に規定する認定基本計画において公共交通機関の整備が盛り込まれている場合にあっては、公共交通機関の利用率に応じて法運用主体が地域の基準を定めた上で、「必要駐車台数」の緩和を行うことが可能となる。さらに、設置者は、以下に掲げるような特別の事情により各表の示す値若しくは上記の算出

式又は地域の基準によることが適当でない場合は、既存類似店のデータ等その根拠を明確に示して他の方法で算出することができる。

なお「既存類似店」とは、店舗面積その他の店舗の特性、立地する地区の特性その他の地域の事情に類似性があり、かつ、店舗の開店等の時期が近時である大規模小売店舗をいう。また、「既存類似店のデータ等」とは、既存類似店の最近の状況を示したものであることが必要であり、可能な限り多くの店舗のデータ等であることが望ましい。

- 市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺地域における駐車需要の充足について充分な対応がなされる場合
- シャトルバスの運行、パークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業への参加等により自動車による来客が減少することが見込まれる場合
- 公的な交通計画により、都市の中心部への自動車の乗り入れ抑制策が講じられており、自動車による来客が減少することが見込まれる場合
- 自動車の乗り入れが禁止されるなどにより当該店舗への自動車での来客が事実上見込めない若しくは極めて少ないと認められる場合
- 大きな家具を主として扱う家具店、大きな工作用品や園芸用品を主として扱うホームセンター、自動車販売店のように店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合等当該店舗の特性により以下の日来客数原単位を用いることが著しく不適当な場合
- 当該店舗の周辺地域における自動車の利用実態に照らして、来客の自動車分担率が以下の表に示す値では過小または過大である場合

A : 店舗面積当たり日来客数原単位

	商業地区	その他地区
人口 40万人以上	1,500 – 20S (S < 20)	1,400 – 40S (S < 10)
	1,100 (S ≥ 20)	1,000 (S ≥ 10)
人口 40万人未満	1,100 – 30S (S < 5)	
	950 (S ≥ 5)	

(単位 : 人／千m²)

注1) Sは店舗面積(千m²)

注2) 「人口」とは、立地市町村の行政人口をいう。(「C : 自動車分担率」について同じ。) なお、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日来客数」については「人口40万人以上」の、「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。

注3) 「商業地区」とは、用途地域における商業地域、近隣商業地域及び商業機能の増進を目的とする特別用途地区を、「その他地区」とはそれ以外の地域をいう。ただし、当該店舗が立地する地点の公共交通機関利用者の利便性、周辺地域の商業集積の状況や土地利用状況等から判断して、これによることが適當でないと認められる場合は、法運用主体と協議して、用途地域上は商業地区に該当する場合であってもその他地区として取り扱うものとする。(「C : 自動車分担率」について同じ。)

B : ピーク率 14.4%

C : 自動車分担率	商業地区	その他地区
人口 100 万人以上	7.5 + 0.045L (L < 500)	50
	30 (L ≥ 500)	
人口 40 万人以上 100 万人未満	12.5 + 0.055L (L < 500)	65
	40 (L ≥ 500)	
人口 10 万人以上 40 万人未満	37.5 + 0.075L (L < 300)	70
	60 (L ≥ 300)	
人口 10 万人未満	40 + 0.1L (L < 300)	80
	70 (L ≥ 300)	

(単位 : %)

注 1) L は駅からの距離 (m)

注 2) ここでいう「駅」は当該店舗への来客が鉄道を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合における鉄道駅を指すが、地域の実情により、鉄道利用者が少なくバス等を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合には、法運用主体と協議し、バスタークニナル等バス路線が相当数集中する地点を「駅」として、上記の分担率を適用することができる。

D : 平均乗車人員	乗車人員
店舗面積	
10,000 m ² 未満	2.0
10,000 m ² 以上	1.5 + 0.05S
20,000 m ² 未満	
20,000 m ² 以上	2.5

(単位 : 人／台)

注) S は店舗面積 (千m²)

E : 平均駐車時間係数	駐車時間係数
店舗面積	
10,000 m ² 未満	$\frac{30 + 5.5S}{60}$
10,000 m ² 以上	$\frac{65 + 2S}{60}$
20,000 m ² 未満	
20,000 m ² 以上	1.75

(無単位)

注) S は店舗面積 (千m²)

なお、併設施設を含めた必要駐車台数の基本的考え方を参考に示す。

併設施設を含めた施設全体の必要駐車台数を勘案する場合には、併設施設の種類・規模等に応じ、さまざまなケースがあるため、一律の基準を示すことは困難であるものの、法運用主体と調整の上、下記イ又はロのいずれかの考え方で行うことも可能である。

- イ. 大規模小売店舗と併設施設の両方の施設を利用する場合には、小売店舗の必要駐車台数の算出式の平均駐車時間係数などに影響を及ぼす場合がある。しかしながら、駐車場の利用との関係では、それぞれ別の自動車の来客があった場合と同じとみなし得るため、両施設を利用する者については、併設施設を単独利用したものとみなし、利用者数や施設稼働率等から推察される併設施設の必要駐車台数を小売店舗の外数として算出する。
- ロ. 併設施設を含めた必要駐車台数については、下記a. からc. の併設施設の種類に応じた考え方や数値を目安として必要な駐車台数を推測し、複数の種類に属する施設等がある場合にはそれらの必要駐車台数を合算して、併設施設を含めた必要駐車台数を算出する。

併設施設の種類毎の考え方は以下のとおりである。

- a. オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合

施設毎にある程度利用者が特定されるため、当該施設の規模等に応じて併設部分の必要駐車台数を算出する。

- b. 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等併設施設が小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合

当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合には、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」の内数として考える。

2割を超えた場合について、参考までに試算すると、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率倍の必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。

併設施設の割合	指針値との比率式（X：併設施設の割合・%）
20～50%	0.010 X + 0.80
50～80%	0.008 X + 0.90
80%～	0.002 X + 1.38

注1) 併設施設の割合が小売店舗より過大になる場合には、設置者が併設施設の事業者の協力を得て、必要駐車台数を考慮する必要がある。

注2) 併設施設の中に、併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合又は増設によってそのような施設が追加される場合には、併設施設の面積の割合にかかわらず、当該来客用の駐車台数について留意する必要がある。

注3) 必要駐車台数を整備する場合には、設置者は、併設施設の事業者と具体的な駐車場の設置方法等について調整する必要がある。

- c. 小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合（小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合）

主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に必要駐車台数を判断する。

② 駐車場の位置及び構造等

①により必要駐車台数が確保された場合においても、駐車場の位置、構造等の在り方によつては公道における駐車場への入庫待ち行列が発生し得ることから、設置者は、これを最小限のものとするため、大規模小売店舗付近における交通の現況及び予測される来客の自動車台数に基づいて、以下の対応策を講ずることが必要である。

具体的には、効率的な駐車場形式の選択、敷地内における入庫待ちスペースの確保、出入口の数及び位置の調整、駐車場の分散、駐車場出入口付近での交通整理、歩行者等との動線の分離等の措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが必要である。

なお、大規模小売店舗において小売店舗以外の施設が併設されており、その施設の利用者の自動車台数が相当数見込まれる場合であって、その施設への来客の自動車のための出入口が小売店舗への来客の自動車のための出入口と共に用されるときは、その自動車台数も考慮して必要な措置を講ずるものとする。

イ. 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

設置者は、出入庫が周辺道路の交通に及ぼす影響を最小限にとどめるよう配慮することが必要である。具体的には、設置者は、来客の自動車の方向別台数を予測し、交通整理員の配置や経路設定等も勘案した上で、駐車場出入口の数及び位置を設定し、各出入口における入庫処理能力がピーク 1 時間に予想される来客の自動車台数を上回るような駐車場形式を選定することが必要である。また、駐車場の出入りは左折を原則とし、駐車場内及び出入口においては入庫車、出庫車、自転車、歩行者等の動線を分離することにより円滑な出入庫や駐車が可能となるよう配慮することが必要である。この際、歩行者等の安全や駐車場からの排気ガス等についても配慮し、また、閑静な住宅街に面して極力出入口を設けないなど近隣の住民等への騒音についても十分な配慮を行うものとする。

なお、駐車場の出入口については、設置者は、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に基づく構造及び設備の基準が適用される駐車場を設置しようとする場合にあっては、これを遵守することは当然であるが、その他の場合にあっても、当該駐車場の出入口の位置は当該基準に則したものとなるよう努めるものとする。

入庫処理能力については、例えば、ゲート入庫処理時間は、メーカーより提供される 1 台当たりの処理時間に乗客の乗降時間等を加えたものとする。

参考までに、現存する代表的な駐車場方式による入庫処理能力を示すと、平面自走式駐車場（オペレータあり）は約 8 秒、垂直循環方式の機械式駐車場は約 1 分 30 秒である。

ロ. 駐車待ちスペースの確保

また、イ. のとおり適切に措置された場合においても、一時的に一度に相当数の来車が集中して公道における入庫待ち行列が発生しないように、必要に応じ敷地内に必要な駐車待ちスペースを確保するなどの対応を行うことが必要である。

必要となる標準的なスペースについては以下の計算式により算出することが可能である。

なお、駐車場の配置や構造等特別な事情があるときは、これを勘案して設定するものとする。

$$\begin{aligned}
 \text{「各入口に必要な駐車待ちスペース」} &= (\text{当該入口の1分当たりの来台数} \times 1.6 \\
 &\quad - \text{当該入口の1分当たり入庫処理可能台数}) \\
 &\quad \times 6 \quad (m : \text{平均車頭間隔})
 \end{aligned}$$

上記の駐車待ちスペースは、発券ブース等までの距離として確保されるものであり、自走式平面で発券ブース等がない場合については、駐車場内の車路等に必要なスペースが確保されればよいものとする。

ハ. 駐車場の分散確保

駐車場の設置地点における物理的制約等によって十分な出入口数を確保できないなどい。の方法によっては必要な時間当たり入庫処理能力を得ることができず、周辺道路において入庫待ち車両による新たな渋滞が発生するなど、周辺道路の交通に大きな影響が生じると予想される場合においては、設置者は適切な位置に複数の駐車場を設置する（借上げ、公共駐車場の利用等を含む。）ことにより、必要な入庫処理能力の確保を図ることが必要である。

具体的には、設置者は、当該駐車場入口の入庫処理能力、来客の自動車の方向別の台数予測、当該入口に面する道路、直近交差点及び周辺交通の状況から、発生する駐車待ち行列の長さ及び継続時間、駐車待ち車両に起因する交通の阻害や交通容量の低下による渋滞の発生見込み等を推定し、その結果、各駐車場周辺の道路の交通に明らかに大きな影響を与えると考えられる場合には、駐車場の分散確保を図るものとする。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体が駐車場の集約化、既存駐車場の有効利用等について駐車場整備計画等を策定している場合は、設置者は、駐車場の配置や運営方法を設定するに当たっては、こうした取組に協力することが必要である。

二. 駐車場出入口における交通整理

自動車による来客が多数見込まれる場合においては、駐車場の出入口等来客の誘導若しくは交通安全上重要な地点に交通整理のための人員の配置を行うなど適切な措置を講ずることが必要である。同時に、近隣における違法駐車を抑止するという観点からも、適切な人員の配置が必要となる場合がある。必要な人数や配置場所は個別の店舗の立地場所、周辺の交通状況等によって異なり、また、自動車による来客の集中度に応じその必要性は変化するが、特に、相当数の自動車による来客が見込まれる時間帯においては、駐車場の出入口に整理員を配置するなどの措置を講ずることが必要である。

③ 駐輪場の確保等

設置者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（平成5年法律第87号）に基づき、大規模小売店舗の所在する地方公共団体により自転車駐車場附置義務条例が制定されている場合には、それに基づき適切な駐輪場規模を確保することは当然であるが、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる店舗においては来客が最大となる当該曜日）のピーク1時間に必要な駐輪場の収容台数を原則として店舗の敷地内に確保するものとする。

なお、駐輪場の収容台数については、業態、店舗規模、立地場所、近隣の自転車使用実態等により店舗ごとに相当程度差異があるため、一律に原単位等を定めることは不適当であるが、参考までに、自転車を利用する来客の割合が高いと考えられる商業地区における食品スーパー及び総合スーパーにおける現状の整備台数から試算すると、例えば、店舗面積3,000m²以下の店舗では、平均で店舗面積約35m²当たり1台となっている。併せて、設置者は、駐輪場の利用の効率性を高め、来客による近隣における放置自転車を抑制する等の観点から、駐輪場を適切な位置に配置するとともに、適切な管理を行うものとする。なお、原動機付自転車については、自転車と一体として取り扱われていることが多く、同様の対策を講じることが期待されている。

④ 自動二輪車の駐車場の確保

設置者は、自動二輪車についても、年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐車場を確保し、その場所を明示すること等の配慮を行うことが必要である。特に、自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる大規模小売店舗にあっては、原則として、一定の区画を区分して、自動二輪車の駐車場を確保するよう努めるとともに、安全の確保への十分な配慮を行うものとする。

⑤ 荷さばき施設の整備等

イ. 荷さばき施設の整備

設置者は、商品等の搬出入のための作業を行う間、搬出入車両が公道に駐車し一般の通行が妨げられることのないよう周辺交通の安全と円滑の観点から当該車両を駐車しておくスペースの位置について適切に配慮することが必要である。同時に、店舗の開店している時間帯においても相当数の搬出入車両がある場合においては、自動車を利用する来客の割合から見て問題がないことが明らかである場合を除いて、搬出入車両専用の出入口を設けるなどの対応が必要である。この際、搬出入車両の出入口は、出入庫による周辺道路の交通に及ぼす影響が最小限となるよう配慮するとともに、歩行者等の通行に支障がないように配慮して、その位置を設定することが必要である。また、荷さばき施設の規模や構造については、店舗によって大きく異なるが、想定される搬入商品の大きさ等を勘案し荷さばきに必要な作業スペースを確保するとともに、想定される搬出入車両の大きさ等に適合した幅、奥行き及びはり下の高さを確保することにより、搬出入車両を安全かつ円滑に駐車させ、出入りさせることができるものとすることが必要である。

特に多くの搬出入車両が予想される場合には、荷さばき施設において複数車両の作業が並行して行われるよう、また、1台当たりの作業が十分に効率的に行われるよう工夫されることが必要である。荷さばき施設の規模は、その処理能力がピーク時の車両数による負荷を上回るよう設計されることが必要であり、処理能力は平均的な荷さばき処理時間と同時作業可能な台数から算出するものとする。

ロ. 計画的な搬出入

搬出入車両による周辺道路の混雑は、計画的な搬出入を行うことにより回避又は軽減することが可能である。具体的には、搬出入車両が一定時間に集中することを回避すること、周

辺道路の混雑状況に照らして比較的余裕のある時間帯に搬出入を行うこと等について必要な考慮を行うことが必要である。ただし、後述の騒音の発生について問題を生じないよう配慮することが必要である。また、複数の小売業者等が大規模小売店舗において営業活動を行う場合には、事業者相互が十分な連絡、連携を取ることが必要であり、設置者、管理者が適切な施設運営計画を示すなどの工夫が必要である。

一方で、こうした計画的運行を強調する余り、周辺道路等に時間待ちの搬出入車両が駐車することとなれば、本来の趣旨が損なわれるため、特に、一定以上の搬出入車両を利用するところが見込まれる施設にあっては、上記イ. で予測した結果等をもとにして店舗の敷地内に荷さばき待ちの車両が駐車できるスペースを確保することが必要である。

⑥ 経路の設定等

設置者は、大規模小売店舗に向かう来客や事業者が、大規模小売店舗及びその施設に到着するまでに適切な手段や経路を選択できるよう、以下の措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが必要である。

イ. 設置者は、来客の自動車が駐車場に到着するまでの案内経路を、以下のような点に配慮して適切に設定するとともに、案内表示の設置や交通整理員の配置を行うほか、掲示板、ビラ等を用いて混雑時間帯や経路等に関する情報提供を行うことが必要である。また、駐車場から出庫する来客の自動車が周辺道路の交通に大きな影響を及ぼすと予想される場合には、同様の考え方により、出庫してからの経路を設定することが必要である。特に、繁忙期にあっては、交通整理員の配置や自動車での来店自粛を呼びかけるなどの措置を講ずることが必要である。

- 駐車場への経路が複数想定される場合においては、最も混雑の発生が小さくなるような経路を、自動車を利用する来客が選択することができるよう設定すること。
- 駐車場への経路が住宅地の生活道路や沿道に療養施設、社会福祉施設等が設置されている道路等静穏が要求されるような道路や歩道と車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルートとなる道路や狭隘な道路を回避すること。やむを得ず経路の一部がこうした道路を通る場合においては、登下校時間帯の通行を避けることや不用意なクラクション等による騒音を抑えること等を来客に呼びかけるなどの措置を講ずること。特に、深夜に営業活動を行う店舗における案内経路の設定等にあっては、これらについて、慎重な対応を要すること。
- 駐車場への経路が右折を伴うように設定される場合には、来客の自動車による右折待ち渋滞等が発生しないようにすること。
- 駐車場へは左折出入庫を原則とし、設置者は、来客の自動車が極力駐車施設へ右折入庫することとならないようにすること。ただし、右折を伴う来客の自動車が少数である場合や適切な右折用車線が確保されている場合等、周辺の交通状況に与える影響が少ないと、若しくは、右折入庫することによる周辺道路の交通への影響が左折入庫することによる影響よりも過小である場合はこの限りではない。

ロ. 設置者は、搬出入車両についても上記イ. と同様の視点から、大規模小売店舗内の小売業

者と協力して、当該搬出入に係る事業者に対し、当該搬出入車両の運行による混雑が少なくなるような経路を選択するように働きかけることが必要である。また、特に、経路上に学校等が位置する場合等には、登下校時間の運行を避ける、交通整理員の配置により安全の確保を図るなどの配慮を行うことが必要である。

ハ. 設置者は、店舗の敷地内に新たにバス、タクシー等のための停車場を設けることが必要な場合には、バス、タクシー等を停車させ来客を乗降させるためのスペースを確保するよう努めるものとする。

二. 設置者は、大規模小売店舗が立地する地域において、当該店舗の所在する地方公共団体や公共交通事業者等の関係者がパークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業を行っている場合には、かかる事業の趣旨を踏まえ、こうした事業に可能な限り協力をを行うことを検討することが必要である。具体的には、来客に対してこうした事業の情報を提供し、利用を働きかけるなどの対応を講じるほか、駐車場、荷さばき施設の配置、運営方法について、こうした事業の円滑な実施を阻害しないよう配慮することが必要である。

なお、大規模小売店舗において小売店舗以外の施設が併設されており、その施設の利用者の自動車用の駐車場出入口が小売店舗の来客の自動車用の駐車場出入口と共に共用されるように設置されることにより、案内経路が重複し、上記経路設定に大きな影響を及ぼす場合には、それについても考慮して上記の措置を講じるものとする。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

大規模小売店舗の施設の構造によっては、それまで通り抜け可能であった通路が閉ざされ、歩行者等が迂回しなければならなくなる場合があり、周辺が商業地域である場合、周辺の商店等の顧客の通行の利便が損なわれる可能性がある。こうした点も考慮し、設置者は、従来の歩行者等の通行の利便や安全が損なわれるおそれがある場合若しくは当該店舗の所在する地方公共団体が策定する公的な計画に基づいて既に通行の利便や安全の確保のための事業が行われている場合においては、大規模小売店舗の施設の出入口の位置、敷地内の通路の位置等について適切な工夫を行うことが必要である。また、一般の歩行者等が主に通行する道路側に荷さばき施設を設けること等により通行の円滑が妨げられるとのないよう十分に周辺の状況に配慮することが必要である。

店舗の閉店後においても、当該立地地点周辺の通過、通行の需要が高く、大規模小売店舗の立地によって従来と比較して夜間の通行に支障を来すおそれがある場合には、適切な夜間照明設備の設置等の配慮を行うことが必要である。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の減量化やリサイクルを促進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成することは、社会全体として求められている課題であり、特に小売業者は、循環型社会を構築する観点から、商品の製造事業者と消費者との接点として非常に重要な役割を担っている。このため、設置者

は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、関係法令等の制定等による制度面での進展や、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の施策との整合性に配慮しつつ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するよう努めなければならない。また、かかる認識に立ち、設置者は、地域の住民等の意識を高めるために、設置者又は大規模小売店舗内の小売業者が「廃棄物減量化」及び「リサイクル推進」に資する活動等を関係法令に基づき又は自主的に実施する予定となっている場合においては、その内容について地域の住民等への情報公開を推進するものとする。

（4）防災・防犯対策への協力

大規模小売店舗は生活空間から一定の範囲に設置され、かつ比較的広大な敷地を有する施設であることから、設置者は、大規模小売店舗の所在する地方公共団体から災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供を行うための協定等について締結要請があった場合、必要な協力をすることとする。また、大規模小売店舗は周辺の住居等から一定の範囲に立地し、夜間に営業活動を行う店舗も多いことから、特に深夜には周辺地域での防犯や青少年の非行防止の対策の一助としての協力が期待されているところであり、駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回等の配慮を行うことが望ましい。その際、設置者は、併設施設における防犯・非行防止についても留意すべきである。

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って発生する業務音や廃棄物等は、施設の配置や運営方法によっては、地域の住民等の生活環境を悪化させる場合がある。設置者は、このような事態を回避するために以下のような事項について配慮を行うことが必要である。

（1）騒音の発生に係る事項

設置者は、大規模小売店舗の営業活動に伴い発生する騒音について、騒音の防止に関連する法令を遵守するとともに、周辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を行うものとする。

① 騒音問題に対応するための対応策について

設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、騒音の発生部位や騒音の種類に応じ、騒音の発生の防止又は緩和のために適切な対応策を講じなければならない。設置者は、対応策の検討に当たって、騒音の発生の時間帯、療養施設、社会福祉施設等の有無等の立地場所周辺の状況等地域の特性及び騒音関係法令における地域や時間の取扱い等に考慮しつつ、下記②において予測・評価した結果を踏まえるものとする。その際、深夜・早朝においては、特に、静穏な生活環境の保持を求められることに留意しなければならない。さらに、対応策について、地域の住民等の理解を得られるよう騒音の発生の防止又は緩和のために配慮した

事項については、公表するように努めなければならない。

具体的には、以下のような対応策を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。なお、一般的には、施設の配置計画や建築計画における対応策は、運営面での対応策に比して騒音を低減させる効果が大きい点にも留意することが必要である。また、届出時に、下記②において予測・評価した結果が、騒音発生源となる施設及び機器の経年劣化や施設の配置又は運営方法の変更等により、実態との間に著しい乖離を生じさせている場合には、それに応じ、事後の対策を講じるよう努めることが必要である。

イ. 騒音問題への一般的対策

設置者は、施設の配置や構造の決定に際しては騒音の発生の防止又は緩和の視点からの配慮を念頭においてこれを行わなければならない。例えば、住居に面している方向には下記ロ. 及びハ. に記載する騒音発生源となる施設及び機器を極力配置しないようにすること等の配慮が重要である。また、施設と低層の住居が隣接している場合等には遮音壁等を設置することや緑地帯を確保することにより住居との距離を確保することも有効な対策となる場合がある。一方、遮音壁は住居等からの視界を制約し、住居等の風通しや日照に影響を及ぼす可能性もあるので、必要に応じ近隣の住民等と調整した上で設置することを検討することが求められる。

ロ. 荷さばき作業等大規模小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策

a. 荷さばき作業に伴う騒音対策

荷さばき作業は、大規模小売店舗になくてはならない作業であるが、特に深夜・早朝に行う場合には、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、騒音に対する十分な配慮が必要とされる。これらの騒音を低減する方策としては、次のような措置が挙げられる。

- 1) 荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮、荷さばき施設の屋内化、作業場所の床の段差の回避、緩衝機能を有するクッション製の素材の採用若しくは内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等の施設建築計画面での配慮
- 2) 荷さばき作業時間の特定、必要不可欠な場合を除いた荷さばき車両のアイドリングの禁止の徹底、低騒音型の荷さばき機器の導入の促進、作業人員への騒音防止意識の徹底等荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮

特に深夜・早朝における荷さばき作業については、大規模小売店舗にとって最も騒音上のトラブルが生じることの多い騒音発生源であることを認識し、設置者として地域の住民等の理解が得られるよう十分な対応を行うよう努めなければならない。

b. 営業宣伝活動に伴う騒音対策

大規模小売店舗において、BGMの使用や営業宣伝やアナウンスを行う場合には、これらが地域の住民等にとって受忍を超える騒音とならないよう配慮することが必要であり、その対策としては、実施時間帯の特定及び音量の低減、拡声器等の配置場所における配慮等が挙げられる。

ハ. 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

a. 冷却塔、室外機等からの騒音

施設で用いる冷却塔、室外機等の設置に伴い、騒音が発生することがある。これらの機器を屋外に設置する場合の対策としては、機器周辺の遮音効果を高めること、低騒音機器を導入すること、機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止することにより騒音の発生を低減すること等の対応策が挙げられる。

b. 給排気口等からの騒音

給排気口等においても、風切り音や送風機等の機械騒音が放射されることがある。これらの騒音に対する対策としては、吹き出し口、吸い込み口の形状の検討、ダクト等の吸音、風速、風量の調整、低騒音型の送風機等の導入等が挙げられる。

c. 駐車場からの騒音

駐車場を付設する場合には、敷地内での自動車騒音についても考慮した上で設置すること等が必要となる。具体的には、次のような措置が挙げられる。

- 1) 駐車場の屋内化及びこれに伴う天井・壁の吸音処理、立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、低騒音舗装、床の段差の回避等の施設の配置・構造面での配慮
- 2) 駐車場利用時間帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等運営面での配慮

なお、駐車場内においては、不必要的アイドリング、クラクション、空ぶかし等を行わないことが必要であり、来店者等に対して表示板等によるアイドリング防止の呼びかけを行うなど適切な措置を講ずることが必要である。

さらに、青少年等の媚集等により騒音が発生することを防止するため、特に深夜・早朝においては駐車場の出入口の施錠、警備員の巡回等の必要な措置を講じ、適切に管理することも必要である。

d. 廃棄物収集作業等に伴う騒音

廃棄物収集作業等に伴い騒音が発生することも予想される。施設の配置面での配慮、廃棄物処理業者への騒音抑制意識の向上の働きかけ、深夜や早朝における作業回避等回収時間帯の制限等が騒音を低減する方策として挙げられる。

(2) 騒音の予測・評価について

設置者は、自ら講じようとする対応策が妥当であるか否かを予測・評価するものとする。全ての設置者は、必要に応じ専門家等の意見を考慮しつつ、下記ロ. に沿って騒音全体についての予測を行い、総合的な騒音の評価において、参考①「騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）」に示す基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。さらに、夜間において営業活動又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には、下記ハ. に沿って夜間発生が見込まれる個々の騒音についての予測を行い、参考②「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）」に示す夜間における基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。（なお、ここでいう「夜間」とは、これを評価する基準値となる騒音規制法（昭和43年法律第98号）

において、予測地点に適用される「夜間」の時間帯（午後9時、10時又は11時から翌日の5時又は6時までの範囲内において都道府県知事等が定めるもの）とすることを原則とし、予測地点において騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後11時から午前5時とすることができます。）また、大規模小売店舗立地法第6条第2項又は附則第5条第1項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することが望ましい。

なお、大規模小売店舗立地法第5条第1項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗と建築物の構造及び発生する騒音、設備、運営方法等に類似性のある大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することができる。さらに、夜間において併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として対応策を講じることが期待されている点にも留意すべきである。

イ. 予測・評価に当たっての基本的事項

a. 予測・評価の対象となる騒音の種類と分類

設置者が予測・評価すべき騒音の種類は、次のとおりとする。

なお、騒音は、その時間的なレベル変動の特性から、以下の3つに分類するものとし、下記ロ. 及びハ. に記載する予測・評価を行う場合には下記の分類に沿って行うものとする。

なお、下記に記述するもの以外から発生する騒音については、騒音の発生のレベルや頻度、現実的予測の難易性等を勘案し、予測の対象としていないが、自家発電設備による騒音等、下記と同等の影響があり、予測することが可能と認められる場合には、これらもあわせて予測を行うものとする。

1) 定常騒音（騒音レベルの変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音）

- 冷却塔、室外機等から発生する騒音
- 給排気口等から発生する騒音

2) 変動騒音（騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音）

- 敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）
- 荷さばき作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザー等の騒音
- 廃棄物収集作業等に伴う騒音
- BGM（バック・グランド・ミュージック）、アナウンス等営業宣伝活動に伴う騒音

3) 衝撃騒音（一つの事象の継続時間が極めて短い騒音）

- 荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等の騒音

b. その他事項

騒音の予測は、騒音発生源の特性に応じて、騒音のパワーレベル、騒音のピーク値（最大値）、騒音の発生が予測される時間帯等の予測条件を用いて、下記ロ. 及びハ. に述べるとおり、音の伝搬理論に基づく予測式による方法等それぞれの評価方法と比較可能な方法を用いて行うものとする。

四. 騒音の総合的な予測・評価方法

a. 予測方法

大規模小売店舗の施設から発生する騒音全体について、以下の方法により、予測を行うものとする。

なお、設置者は、特別の事情により次の予測方法等によることが適当でない場合には、その根拠を示して別のある方法で騒音を予測することができる。

1) 予測地点

「原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外」とする。

ただし、住居等の立地が不可能な用途の地域に面している方向については、これを予測する必要はない。一方、高層住居等が隣接している場合には、仮に遮音壁を設置してもその効果の及ばない高層住居における騒音についても予測することが望ましい。

2) 予測計算方法

平均的な状況を呈する日におけるその昼間（午前6時～午後10時）及び夜間（午後10時～午前6時）における等価騒音レベルを予測するものとする。予測は、上記イ. a. の騒音の発生源ごとに、騒音の継続時間を勘案して算出し、これを合算する。

※ 「等価騒音レベル」とは、ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。時間的に変動する騒音のある時間における等価騒音レベルはその時間範囲における平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当する。単位はデシベル（dB）。

b. 評価方法

設置者は、騒音の予測場所において適用される下記参考①「騒音に係る環境基準」に示す基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、自らの施設から発生が予想される全体の騒音を評価するものとする。

なお、予測場所の地域において都道府県知事による「騒音に係る環境基準」の地域の類型が指定されていない場合には、住居等の集合の状況、土地利用の実態及び将来の計画等を勘案し、法運用主体と協議の上、設置に係る店舗に適用される地域の類型を推定することができる。

[参考①] 騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

（抜粋）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下

C	60 デシベル以下	50 デシベル以下
---	-----------	-----------

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ハ. 発生する騒音ごとの予測・評価方法

a. 予測方法

設置者は、上記口の総合的な騒音の評価に加え、それぞれの騒音源が発生する騒音の最大値等に着目し、夜間において営業活動又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には、以下の方法により、予測を行うものとする。

ここでいう「夜間」とは、騒音規制法において、予測地点に適用される「夜間」の時間帯（午後9時、10時又は11時から翌日の午前5時又は6時までの範囲内において都道府県知事等が定めるもの）とすることを原則とし、予測地点について騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後11時から午前5時とすることができる。

(以下ハ. において同じ。)

なお、設置者は、特別の事情により次の予測方法等によることが適当でない場合には、その根拠を示して別の方法で騒音を予測することができる。

1) 予測地点

大規模小売店舗の敷地の境界線とする。この場合、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行うこととする。

なお、騒音防止対策として遮音壁等を設置する場合には、その背後に立地し又は立地可能な住居等の屋外における騒音レベルも予測しておくことが望ましい。

2) 予測計算方法

平均的な状況を呈する日において、定常騒音の場合には「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音の場合には「騒音レベルの最大値」を予測するものとする。

なお、「騒音レベルの最大値」は騒音計の「時間重み特性F」を用いて測定した場合のものとする。

b. 評価方法

設置者は、騒音の測定場所において適用される「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に示す夜間における基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、「夜間」に見込まれるそれぞれの騒音を評価するものとする。その際、当該騒音の発生の位置、継続時間等を勘案するものとする。

なお、予測場所の地域において騒音規制法に基づく地域の指定が行われていない場合

には、大規模小売店舗の立地場所の用途地域等を勘案し、法運用主体と協議の上、設置に係る大規模小売店舗に適用される区域の類型及び基準値を推定することができる。

[参考②] 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）（抜粋）に示す夜間における基準値

第1種区域	40 デシベル以上 45 デシベル以下
第2種区域	40 デシベル以上 50 デシベル以下
第3種区域	50 デシベル以上 55 デシベル以下
第4種区域	55 デシベル以上 65 デシベル以下

(備考)

※ 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- 1) 第1種区域良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 2) 第2種区域住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 3) 第3種区域住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 4) 第4種区域主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(2) 廃棄物に係る事項等

設置者は、建物内の小売店舗から排出される廃棄物等（小売業の事業活動に伴い排出されるものであって再資源化可能なものを含む。以下同じ。）に係る保管・運搬・処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮を行わねばならない。

設置者は、廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関連する法令、大規模小売店舗が所在する地方公共団体の条例及び関連施策の趣旨、内容を十分考慮し、適切に対応しなければならない。

① 廃棄物等の保管について

設置者は、廃棄物等が処理され、又は、処理のため搬出されるまでの間、廃棄物等を適切に管理し散乱等を防止するとともに、周辺に悪臭の問題や衛生上の問題が生じないよう配慮することが必要である。その際、特に、飲食店が併設されている場合においては、生ごみ等の発生が見込まれるが、一部地方自治体で定められている条例によると、飲食店における廃棄物の一般的な排出量原単位は、0.20kg/m²であるので、これを参考としつつ、保管容量を確保する必要がある点に留意すべきである。

イ. 保管のための施設容量の確保

設置者は、下記に分類する廃棄物等の種類ごとに必要となる保管容量を算出し、全体として充分な容量を有する保管施設を確保するものとする。特に、生ごみについては、充分な保管容量を確保するとともに、悪臭が周辺に発散することや汚水が流出することを防止するための適切な対策を講じることが必要である。確保すべき保管容量については、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の条例等に、確保すべき廃棄物等の保管容量等の基準が定められている場合にあっては、これに従うものとするが、その他の場合にあっては、以下の考え方によるものとする。

$$\begin{aligned} \text{「廃棄物等の保管容量 (m)」} &= \left(\text{A : 1日当たりの廃棄物等の排出予測量 (t)} \right) \\ &\times \left(\text{B : 廃棄物等の平均保管日数} \right) \\ &\div \left(\text{C : 廃棄物等の見かけ比重 (t/m}^3 \right) \end{aligned}$$

ただし、廃棄物等の排出量については、店舗の運営方法等によって大きく差異があることから、上記計算式及び以下の各表に示す原単位によることが適当でない場合は、その根拠を示して他の方法で算出することができる。かかる場合には、主たる小売業者が同一であって取扱い品目・規模等が同種の店舗における実績値等を参照し、算出された値を修正することができる。

廃棄物等の排出量に影響を及ぼす事項としては次のようなものが考えられる。

○ 紙製廃棄物等

ダンボールを使用しない納入方法（通い箱・リターナブルコンテナ等の使用、ハンガー納品の実施等）を採用する場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させることができる。

○ 空き缶・空き瓶・ペットボトル等

店頭において空き缶・空き瓶・ペットボトル等を回収している場合には、当該廃棄物等の排出量を増加させことがある。

○ 生ごみ等

食品を取り扱う店舗において、食品加工場を付設していない場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させことがある。

なお、廃棄物等の保管場所が、小売店舗以外の施設から排出される廃棄物等と同一の場所である場合には、設置者は、小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出予測量も考慮して上記計算式により算出した「廃棄物等の保管容量」が確実に確保できるよう措置することが必要である。さらに、廃棄物の減量化やリサイクルの推進に関連する法令等に基づき、大規模小売店舗内の小売業者が廃棄物等の回収を行う場合には、将来的な回収見込み量（廃品の引取りも含む。）をも勘案して適正な保管容量を確保することが必要である。また、下記の分類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合には、別途、適切な保管容量を確保するものとする。

- 1) 紙製廃棄物等（ダンボール等再資源化の可能なものに限る。）
- 2) 金属製廃棄物等（アルミ製、スチール製の缶等を指す。）
- 3) ガラス製廃棄物等（ガラス製の容器等を指す。）
- 4) プラスチック製廃棄物等（飲料容器、食料品のトレイ等を指す。）

- 5) 生ごみ等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）における食品廃棄物等を指す。）
 6) その他の可燃性廃棄物等

上記算出式中の各要素（A～C）については、以下の考え方により算出するものとする。

A : 1日当たりの廃棄物等の排出予測量

廃棄物等の排出量は、取扱品目等から発生が見込まれる廃棄物等の種類ごとに、下記の分類に沿って、原則として以下に示す計算式により、年間の平均的な時点における廃棄物等の排出予測量を算出するものとする。その際の各原単位は以下の表に示す数値を基準とするものとする。ただし、廃棄物等の種類ごとの発生の要因となる取扱品目の取扱量が極めて少ない場合等、特別の事情により、以下に示す数値又は計算式によることが適当でない場合には、既存類似店のデータ等根拠を明確に示し他の方法で算出することができる。

なお、店舗面積が6,000m²を超える店舗については、店舗面積が6,000m²以下と店舗面積が6,000m²超の部分に、それぞれに対応した原単位を使用して算出した数値を合算するものとする。

「1日当たりの廃棄物等の排出予測量(t)」

$$= \text{「店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位 (t / 千m²)」} \\ \times \text{店舗面積 (単位 : 千m²)}$$

[店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位]

紙製廃棄物等		
店舗面積	6000 m ² 以下の部分の原単位	0.208
	6000 m ² 超の部分の原単位	0.011

(単位 : t / 千m²)

金属製廃棄物等		
店舗面積	6000 m ² 以下の部分の原単位	0.007
	6000 m ² 超の部分の原単位	0.003

(単位 : t / 千m²)

ガラス製廃棄物等		
店舗面積	6000 m ² 以下の部分の原単位	0.006
	6000 m ² 超の部分の原単位	0.002

(単位 : t / 千m²)

プラスチック製廃棄物等		
店舗面積	6000 m ² 以下の部分の原単位	0.020
	6000 m ² 超の部分の原単位	0.003

(単位 : t / 千m²)

生ごみ等		
店舗面積	6000 m ² 以下の部分の原単位	0.169

6000 m ³ 超の部分の原単位	0.020
(単位 : t / 千m ³)	
その他の可燃性廃棄物等	
0.054	
(単位 : t / 千m ³)	

B : 廃棄物等の平均保管日数

上記Aで分類した廃棄物等の種類ごとに平均保管日数を算定するものとする。

C : 廃棄物等の見かけ比重

廃棄物等の見かけ比重については、下記の数値を用い、又は、根拠を示して他の数値を用いることとする。その際、以下の点に留意することが必要である。

- プラスチック製廃棄物等であっても、化粧品のプラスチックボトル等、下記の数値を大きく超える種類もあること。
- 生ごみ等水分含有率が一定でない廃棄物等について、下記の数値を上下する場合があること。
- 機器を用いて、廃棄物等を圧縮する場合には、これを勘案することができること。

[参考値] 廃棄物等の比重

	比重
紙製廃棄物等	0.10
金属製廃棄物等	0.10-0.15
ガラス製廃棄物等	0.10-0.30
プラスチック製廃棄物等	0.01-0.04
生ごみ等	0.55
その他の可燃性廃棄物等	0.38

(単位 : t / m³ = kg / L)

口. 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等について

設置者は、廃棄物等の保管場所の位置、構造等を決定するに当たっては、大規模小売店舗の所在する地方公共団体における廃棄物等の分別の状況等を十分考慮するとともに、以下の事項を配慮しなければならない。

- a. 廃棄物等の保管施設の位置・構造等については、廃棄物等の種類ごと、処理方法ごとに分別して保管する等、搬出作業の利便の確保を図るとともに、中間処理及び搬出作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限のものとするように配慮するものとする。
- b. 特に生ごみを排出する大規模小売店舗においては、周辺への悪臭の発散等を防止するため、若しくはカラス等による廃棄物等の散乱を防止するため、保管施設の密閉性を確保するとともに、適正な温度管理の実施等防臭・除臭のための適切な対策を行うものとする。

② 廃棄物等の処理について

設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力の上、廃棄物等に関する法令の規制に則って、周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮しつつ、廃棄物等の運搬等処理に関し適正な施設の配置及び運営等を行わなければならない。さらに、廃棄物等の敷地内の処分、リサイクル等を行う場合には、これらの活動が与える地域の住民等への生活環境上の影響を十分勘案して、設備等の配置や運営を行わなければならない。

具体的には、設置者は下記のような措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。

イ. 廃棄物等を敷地外で処理する場合には、十分な運搬頻度を確保すること。特に、繁忙期等廃棄物等が大量に生じる時期等については、廃棄物等の保管容量を超えないよう必要に応じ運搬頻度等を増やすこと等について柔軟な対応を講じること。

ロ. 廃棄物等の運搬予定業者等処理業者の決定に当たっては、関係法令等に配慮しつつ、適正な処理が確保されるように適切な業者の選定を行い、廃棄物等の引き渡しについては、運搬予定業者等処理業者に対し、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するため、その性状等について必要な情報提供を行うこと。

ハ. 敷地内で廃棄物等を処理する場合（圧縮機等による中間処理を含む）には、その具体的方法及び関連設備について関係法令の規制に従い適正に行うとともに、関連作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限とするような設備の配置や運営を行うこと。

二. 店舗内の関係者及び関連事業者に対し、廃棄物等の運搬や処理が適切に行われるよう徹底すること。

③ その他設置者としての廃棄物等に関する対応方策について

食品加工場から発生する調理臭や排出される汚水からの悪臭の発散を防止するための関連設備の位置及び構造、廃棄物等を保管場所に持ち込むまでの小売業者による廃棄物等の適正な管理等、上記廃棄物等の保管や運搬、処理に関する問題を発生させるおそれがある場合には、かかる問題についても適正な対応策を講じなければならない。その際、併設施設の事業活動に伴い、悪臭を発生する可能性がある場合にも、同様の配慮を行うことが望ましい。

食品加工場からの調理臭や悪臭の発散を防止するため、具体的には、設置者は下記の措置のうち、必要と認められるものを合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。

イ. 食品を加工する際には、換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置する等の対応策を講じること。

ロ. 住居に面する方向には、換気扇・排気口等の配置を避ける等の措置を講じること。

ハ. 食品加工場及び関連設備の定期的な清掃の実施等の措置を講じること。

（3）街並みづくり等への配慮等

大規模小売店舗は、地域の生活空間における中核となり得る施設であることから、従来から当該店舗が立地する地域において統一した色彩や外観整備による街並みづくりが継続して行われている場合、こうした取組を阻害することのないように調和を図るよう努めなければならない

い。特に、当該地域が景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区である場合には、これらに定められている事項に建築計画を合致させることはもちろんのこと、街並み形成に関する条例により当該地域が指定されている場合においては、この趣旨に沿うよう施設の配置や構造を工夫するよう努めることが必要である。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体等が策定する公的計画に基づいて、既に周辺地域全体として商店街等のアーケードの整備や街路に面する敷地の植栽等連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合には、これら事業の効果を減殺することのないよう適切な協力をを行うことが必要である。さらに、屋外照明や広告塔照明を設置する場合には、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないよう、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮することが必要である。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十九年七月三十一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に大規模小売店舗立地法第五条第一項、第六条第二項及び附則第五条第一項の規定による届出をした者に対する同法第八条第四項の規定による意見及び同法第九条第一項の規定による勧告については、なお従前の例による。
- 3 施行日から六月を経過する日までの間に大規模小売店舗立地法第五条第一項、第六条第二項及び附則第五条第一項に規定する届出事項のうち大規模小売店舗の施設の配置に関するものについては、なお従前の例によることができる。

島根県大規模小売店舗立地法手続要領

(平成12年6月1日商発第64号)

1 趣旨

大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号。以下「法」という。）に基づく届出等の手続きは、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年10月16日政令第327号。以下「政令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年6月10日通商産業省令第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

なお、この要領で定める事項のうち法の定めのないものについては、法の円滑な運用のため届出者に協力を求める事項である。

2 届出等の提出先

届出等の提出先は、島根県商工労働部中小企業課とする。

3 届出書

- (1) 法に定める届出書の提出部数は、以下のとおりとする。

法第5条第1項	10部
法第6条第1項	10部
法第6条第2項	10部
法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）	10部
法第6条第5項	8部
法第8条第7項	10部
法第9条第4項	10部
法第11条第3項	10部

- (2) 規則に定める様式に従い届出書類の用紙の大きさは日本工業規格A4とし、届出事項となる図面等でそれを超えるものを作成するときはA4規格に折り込むこととする。

4 届出書に添付する書類

- (1) この要領において添付書類とは、法第5条第2項に定める書類のほか、届出者が任意で作成し届出書に添付する書類をいうものとする。
- (2) 添付書類は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）を踏まえて作成することとする。
- (3) 提出部数は、各届出について3(1)を準用する。ただし、別に定めのあるものは、この限りでない。

なお、証明書類がある場合は、複写により対応することが出来る。

また、登記事項証明書及び住民票の写しを添付する場合は、正本を2部とし、残部を複写により対応することが出来る。

- (4) 添付書類の用紙の大きさは日本工業規格A4とし、それを超えるものはA4規格に折り込むこととする。

5 法第6条第1項に規定する届出

- (1) 法第5条第1項第1号に掲げる事項のうち、大規模小売店舗を設置する者の変更を届け出るときは、規則第4条第1項第1号の書類を添付することとする。
- (2) 法第5条第1項第2号に掲げる事項にかかる変更のうち、新たな小売業者を届け出るときは、規則第4条第1項第2号の書類を添付することとする。

6 一時的な変更

- (1) 届出者は、法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項又は法附則第5条第1項の規定により届け出た法第5条第1項第5号及び第6号（規則第3条第2項第1号、第2号及び第4号を除く）までに掲げる事項を一定期間変更しようとする場合（規則第7条第1項第5号から第7号に該当する場合を除く）、様式第1号を7部提出することとする。ただし、災害や事故など届出者の責に帰さない理由による場合は除く。

なお、届出者があらかじめ申し出ないとき又は申出をせずに届出を変更したときは、県は必要に応じて法第14条の規定により報告徴収をすることとする。

- (2) 県は、申出（法第14条による報告を含む。以下同じ）を審査し、ア及びイに該当すると認めるときは、規則第7条に規定する一時的な変更とみなし、届出者に通知するものとする。
- なお、一定期間とは、当該変更をする日又は変更した日から1年以内とする。（届出者の責に帰さない理由による場合は、当該事由が解消されるまでとする。）
- ア 周辺の生活環境に与える影響がほとんどなく適切な対応がなされていると判断される場合
イ 一定期間内に直前に届け出た状態になると判断される場合（法第6条第2項ただし書きに該当する場合を除く）
- (3) (2)の通知は、当該届出について法第8条第4項の規定により県の意見がない旨の通知をしたとき、又は同項の規定により県の意見を述べた場合において法第9条第1項の規定による勧告をせずに法第8条第9項の期間を経過したとき若しくは法第9条第1項の規定による勧告をし法第9条第4項の届出を受理したとき以降に行うものとする。
- (4) 県は、(2)の規定により一時的な変更とみなした期間に、当該報告に係る大規模小売店舗について、次に掲げる事項に該当する場合は通知を取り消すこととする。
- ア 設置者が、当該大規模小売店舗の周辺の生活環境に適切な配慮を欠いている場合
イ 当該手続きに必要な範囲で行われた県の指導を実施せず、そのために当該大規模小売店舗の周辺の生活環境に悪影響が発生している場合

7 法第6条第4項ただし書の適用

- (1) 法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出をしようとする者で、法第6条第4項のただし書の適用を受けようとする者は、当該届出に様式第2号を8部添付することとする。
- (2) 届出者は、県から法第6条第4項ただし書の適用を認める通知を受けるまでは、変更を行ってはならない。

8 法第6条第5項に規定する届出

法第6条第5項の届出をするときは、規則第4条第1項第3号を準用した図面を添付することとする。

9 法第7条に規定する説明会

- (1) 規則第11条第1項ただし書の規定に基づく説明会の開催回数については、県は届出の日から1週間以内に届出者に対して通知するものとする。
- (2) 規則第11条第2項の適用を希望する場合は、届出の際に様式第3号を8部添付するものとする。
- (3) 規則第11条第2項の適用が認められた届出者は、届出等の要旨を届出の日から2月以内に、当該届出に係る県の公告の日から4月を経過する日まで、当該店舗の立地する敷地の見やすいところに掲示するものとする。
- (4) 規則第12条第3号に規定する県が適切と認める方法は、次のとおりとする。
- ① 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙ヘチラシの折り込みをすること
② 公民館等公共的な施設への掲示と併せて、チラシ等を配布すること
- (5) 規則第13条第1項各号の事態が生じたときは、届出者は速やかに様式第4号を1部提出するものとする。

- (6) 法第7条第4項に基づき届出等の内容を周知する場合において、規則第13条第2項第3号に規定する県が適切と認める方法は、次のとおりとする。
- ① 公民館等公共的な施設に掲示すること
 - ② 法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出にあっては、当該届出に係る大規模小売店舗の立地する敷地の見やすいところに掲示すること
- (7) 届出者は、以下の場合に当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村に対し、その旨連絡するものとする。
- ① 説明会の日時、場所及び対象者等を決定したとき
 - ② 規則第11条第2項の適用が認められた場合に、掲示方法及び掲示開始時期を決定したとき
 - ③ 説明会を終了したとき
 - ④ 法第7条第4項に基づき届出等の内容を周知する場合において、周知方法を決定したとき

10 法第8条第2項に規定する意見

- (1) 法第8条第2項に規定する意見を述べようとする者は、書面による意見書を提出するものとする。
- (2) 意見書に記載すべき事項は、以下のとおりとする。
- ① 意見を述べる者の氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ② ①の記載事項について、公表の意思の有無
 - ③ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ④ 意見の内容
 - ⑤ 意見を述べる理由
- (3) (2)①のうち氏名については自署することとする。

11 法第8条第7項に規定する通知

- (1) 法第5条第1項各号に規定する届出事項を変更しない場合で、法第8条第4項で述べられた意見を踏まえて添付書類を変更しようとするときは、法第8条第7項の通知に併せて提出することができる。
- (2) 法第8条第7項の通知をする場合は、様式第5号により行うこととする。提出部数は、8部とし、添付書類を変更する場合は、それぞれ10部とする。
- (3) 法第8条第7項の通知に併せて添付書類を変更し提出した場合は、法第8条第8項において準用する法第5条第3項の規定に準じる。

12 法第9条第4項に規定する届出

- (1) 法第9条第1項に基づく勧告を受けた者が、法第5条第1項各号に規定する届出事項を変更しないために法第9条第4項の規定に該当しない場合は、様式第6号により添付書類を変更する旨の通知をすることができる。提出部数は、10部とする。
- (2) 前項の規定により添付書類を変更し通知した場合は、法第9条第5項において準用する法第5条第3項の規定に準じる。

(3) 前2項の規定は、設置者が、法第9条第4項に規定する届出を行うことを妨げない。

13 法第11条第3項に規定する届出

- (1) 法第11条第3項の届出をするときは、譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付することとする。
- (2) 法第11条第3項の規定により届け出た場合は、法第5条第3項の規定に準じる。

14 法第14条の規定に基づく報告

- (1) 県は、政令第4条について、次に掲げる事項が発生していると判断したときは、県の意見を付して、現在講じている対策及び今後講じようとする対策について報告を求めることとする。
なお、以下に該当する場合であっても、新設又は変更を行う時点で設置者には予測困難な場合又は事態の発生を設置者の責とすることが不適切な場合はこの限りではない。
 - ① 新設又は変更を行ったことにより生活環境に大きい影響が出ているとき。
 - ② 法第5条第1項、法第6条第1項及び第2項、法第8条第7項、並びに法第9条第4項の届出等で行った予測等と現状が大きく乖離しているとき。
- (2) 設置者は、前項による報告を求められた場合は、様式第7号により行う。
なお、今後新たな対策を講じようとしない場合は、必要としない理由を報告するものとする。

15 県に対する説明

法第5条第1項の届出をした者は必ず、第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出をした者は必要に応じて、島根県大規模小売店舗立地審査会議（島根県大規模小売店舗立地審査会議設置規程（平成12年3月23日付け訓商発第322号））に、届け出た事項について説明することとする。

16 出店計画に関する主な他法令等との調整状況

県と協議するとき並びに法第5条第1項、第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出をするときは、様式第8号を提出することとする。

17 異議がある場合の取扱い

届出者は、この要領に定める事項について異議がある場合は、県と協議することとする。

18 施行日等（抄）

- (1) この要領は、法の施行日から適用する。

様 式（略）

中心市街地の活性化に関する法律（抄）

（平成10年6月3日法律第92号）

(大規模小売店舗立地法の特例)

第五十五条 都道府県等は、中心市街地の区域（当該区域内に第三十六条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。）において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが必要な区域（以下「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」という。）を定めることができる。

- 2 （略）第二種大規模小売店舗立地法特例区域（第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの）における大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出（（略））に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る大規模小売店舗立地法第五条第一項及び第六条第二項の規定による届出には、同法第五条第二項（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 4 （略）
- 5 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止があった場合においては、当該変更又は廃止により第二種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域に係る当該変更又は廃止前の大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、当該変更又は廃止後においても、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（抄）

（平成18年8月22日経済産業省令第83号）

（第二種大規模小売店舗立地法特例区域における大規模小売店舗の新設等の届出に係る添付書類）

第六条 法第五十五条第三項に規定する経済産業省令で定める事項は、大規模小売店舗立地法施行規則第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項とする。

VII. 参考資料

法第2条の「店舗面積」、「一の建物」の解釈

- 「店舗面積」の範囲については、次のように統一的に解釈するものとする。

一 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2) ショーウィンド	ショーウィンドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは、店舗面積に含まない。	
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5) 物品の加工修理場のうち 顧客から引受 (引渡しを含む。)の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡しを含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

二 店舗面積に含まれない部分

部分名	定義	備考
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	

(2) エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。	
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(4) 売場間通路 及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供せる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9) 外商事務室 等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、	注(2)参照

	物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
(14) はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。	

(注)

(1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

(2) 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1／8を超えている場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第二条第一項第二号の規定による「建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

○ 「一の建物」（政令第1条）とは、以下のような建物をいう。

1. 「一の建物」とは、屋根、柱又は壁を共有する建物を共通にする建物を「一の建物」とするものである。他方、例えば駅の両端にそれぞれショッピングセンターがあるような場合には、駅建物を通じて、両端のショッピングセンターは屋根、柱又は壁を共通にする「一の建物」になっているが、実質的にみて、二つのショッピングセンターが各々別々の機能を果たしているときには、両者を一体として考える必要性がないため、各々が「一の建物」となる。

なお、道路その他の施設が「公共の用に供される」ものであるか否かは、次の条件を満たす場合その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断することとする。

この場合、実態的に判断することが原則であるが、国、地方公共団体、公共企業体等との間で、契約等による裏付けがあれば、この点がより明確になると思われる。

① 買物客以外の通行人が相当数を占め

② 周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの

2. 別々の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている場合には、「一の建

物」とする。これは、百貨店等でよく見受けられるように、実質的に、二つの建物が全体としてワン・トップ・ショッピングの場を形成しているためである。(専用通路によって接続され機能的に一体となっているものについては、専用通路か否かは、管理権の所在、利用者の内訳、建設目的等を総合的に判断して決することとする。)

地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のように解する。

- ① 地上の建物とその地下部分は「一の建物」として扱う。
- ② 上記①の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物とするが、建物の構造、営業主体、営業方法等からみて機能的に同一と認められるものは、「一の建物」として扱う。

3. 上記の場合も含めて、「一の建物」に附属建物があるときには、これも併せたものをもって、「一の建物」とする。

附属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、建物の構造、主たる建物との関係等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問わないものとする。

島根県内における第二種大規模小売店舗立地法特例区域

(平成21年3月現在)

○ 平成20年1月8日島根県告示第9号

松江市東朝日町 151、151-20、151-50、151-59、151-65

松江市朝日町 661

松江市朝日町 461-4、461-5、461-14、472-2 の一部、478-2 の一部、592-1、592-3

平成25年 4月現在

島根県商工労働部中小企業課（団体商業グループ）

電話 0852-22-5655